

徳川林政史研究所蔵 石河家文書目録(五)

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録したものである。石河家は、尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、石川光忠が慶長一三年（一六〇八）に徳川家康の命により駿府へ出仕したのをはじめとして、同一五年には美濃・摂津両国内において新知一万石を与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直（家康九男）の付属に転じた。光忠の嫡子正光は、承応元年（一六五二）に初めて尾張藩の年寄役に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、石河家では、当初「石川」の字を用いていたが、享保一七年（一七三二）九月、旧に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研究室事務報告（二）自昭和十年一月至十四年十二月」によると、本史料群は、昭和一〇年（一九三五）に名古屋より東京へ移送されたとあり、同時期に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、昭和四二年（一九六七）には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形をとっている。

一 本目録は「石河家文書目録（五）」として、前号の続きとなる、史料番号一三三一一～一四四〇までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であるため、複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出（または作成者）↓宛所、⑤形態・数量、⑥備考の六項目を採録した。

石河家文書目録（五）

一 番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したが、一部については、今回の整理・目録化作業にあたり、出納・管理の便宜を考慮して新たに番号を付与したものがあある。なお、史料の配列や出納の都合上、欠番号はそのままにしてある。

一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜（ ）を付して内容を補記した。また、戦前期に当研究所において製本され、新たな表題が付けられたものについては、（ ）を付けて示すことにした。典籍の場合は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示すことにした（ただし、内題と外題が同じものに関しては（ ）の表記は省略した）。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がないもの、おおまかな作成年代がわかる場合には（寛政期）（寛政以降）（寛政×文化年間）、あるいは（江戸期）（明治期）などと（ ）を付して該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には（年未詳）とした。

一 差出（または作成者）↓宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適の人名を一名掲出し、このほかについては「他〇名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、著者・編者・版元などを採録し、「〔著〕」、「〔編〕」、「〔版〕」などと表記することにした。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機）の異なる複数の史料を綴ったも

の)・帖(折本)などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに關しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料の概略や史料の中に挟み込まれている書状・書付、および綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜表記した。

一 本史料群には、戦前期に当研究所において複数の史料をまとめて製本した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号を付けて列挙することにした(ただし、丸番号は収録順序を示す目安に過ぎず、細目に該当する個々の史料に実際に番号が付されているわけではない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出(または作成者)↓宛所、備考の順とし、それぞれを二字アキで示したが(細目の備考については、冒頭に*印を付した)、該当する項目に関する記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、平成一四年度〜同二〇年度に行った研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・冬季集中史料整理の成果の一部である。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員)・白根孝胤(研究員)、石山秀和・浦井祥子・渋谷葉子・田原昇・西光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員)、上野恵・栗原健一・小宮山敏和・坂本達彦・清水聡・高橋伸拓・滝口正哉・根岸美季・松本剣志郎・山崎久登・吉成香澄・倉持隆・中村佳史(以上、研究生)の二二名である。なお、採録された整理

カードの内容点検と調整、データ入力、および原稿化作業は、白根孝胤が担当した。

【参考】 石河家歴代当主の略歴(尾張家付属から明治三年まで)

初代 光 忠 「市正・太八郎 初名 太郎八」

慶長一三年冬 家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕

慶長一五年一〇月一二日 美濃・摂津両国内に新知一万石を与えられる

慶長一七年 尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

寛永五年九月一九日 死去 法名は大雄院玄信

二代 正 光 「伊賀・太郎八 初名 加助」

寛永五年 家督を相続する

寛永一九年 寄合触流となる

承応元年九月 年寄役となる

寛文四年六月一二日 御役御免となる

寛文一一年九月一〇日 死去(五七歳) 法名は蓮華院

三代 章 長 「隠岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大

和守 初名 七郎左衛門 隠居名 章長」

万治元年 初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月 家督を相続し、大寄合に属する

寛文一二年四月一五日 伊賀と改名する

延宝三年三月二六日 年寄役となる

延宝五年二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

貞享元年二月二五日 大和守に改める

貞享二年六月二三日 出羽守に改める

元禄元年二月六日 佐渡守に改める

元禄二年二月四日 大和守に改める

元禄二年一月一三日 隠岐守に改める

宝永三年二月九日 隠居し、章長と名乗る

宝永五年五月四日 死去(六〇歳) 法名は章長院

四代 正章「出羽守 太八郎・靱負・大炊 初名 幸七郎 隠居名

愚翁」

元禄七年一〇月四日 初めて藩主に御目見する

元禄一三年一月二二日 靱負と改名する

宝永三年二月九日 家督を相続し、大寄合に属する

宝永三年三月二五日 年寄役となる

宝永四年正月 大炊と改名する

享保四年二月二一日 従五位下出羽守に叙任される

享保一七年六月一五日 隠居

享保一七年八月 愚翁と名乗る

宝暦三年七月二八日 死去(七〇歳) 法名は清静院

五代 忠喜「伊賀・太八郎・隠岐 初名 七太郎」

享保四年九月一二日 藩主に初めて御目見をする

享保七年二月二〇日 太八郎と改名する

享保八年二月 隠岐と改名する

享保一七年六月一五日 家督を相続する

享保一七年九月 「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する

享保一八年六月二一日 死去(一八歳) 法名は真源院

六代 光當「伊賀守 雅楽・伊賀 初名 千次郎」 実は出羽守正章

の二男

享保六年四月二二日 石川兵庫の名跡を継ぎ、普請組寄合となる

享保一六年四月二九日 御書院番頭となる

享保一六年九月一九日 御用人となる

享保一八年八月二二日 兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ

享保一九年二月 伊賀と改名する

元文四年八月六日 年寄役となる

元文五年二月二一日 従五位下伊賀守に叙任される

安永二年七月二三日 死去(六一歳) 法名は徳源院

七代 光籌「伊賀守 太八郎・一学 初名 銀次郎」 実は伊賀守光

當の四男

寛延元年一〇月二五日 石河三蔵の名跡を継ぐ

明和五年二月一五日 父伊賀守光當の内願により嫡子となる

明和五年三月一日 太八郎と改名する

明和八年八月五日 御側同心頭御用見習となる

明和八年一〇月二六日 御側同心頭となる

安永二年九月一四日 父伊賀守の遺跡を継ぐ

安永二年一〇月一日 年寄役となる

安永二年十二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

光 豊 「太郎八 初名 初次郎」 実は太郎八光堅(賢)の嫡子

安永九年正月一五日 伊賀守光壽の養子となる

天明元年正月二二日 太郎八と改名する

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

享和三年五月一二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 「出羽守 太八郎・伊賀守 初名 幸七郎」 実は太郎八

光豊の嫡子

文化三年二月九日 祖父伊賀守光壽の願いにより嫡孫承祖が認められる

められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光壽の遺跡を継ぎ、諸事光壽の通り

勤めるべき旨を仰せつけられる

文化九年二月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

天保一四年一月一四日 加判となる(再勤)

弘化三年二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年六月二九日 隠居

慶応三年

死去

九代 光 晃 「太八郎・佐渡守・佐渡・太八郎 初名 孟二郎」

嘉永六年六月二九日 家督を相続する

嘉永六年九月二八日 加判となる

嘉永六年一〇月二日 太八郎と改名する

安政四年十二月二二日 従五位下佐渡守に叙任される

明治元年一月二四日 官位返上により、佐渡と名乗る

明治二年正月一五日 刑事知事を仰せつけられる

明治三年九月 明治政府より笠松県貫属を仰せつけられる

〔系譜〕「石河家文書一〇二」および「藩士名寄」「士林派洄」による

二三三

〔石河宛書狀〕(改年之御慶・新春之御吉慶等書狀)

(幕末期)

形態・数量
横綴 一

- ① (改年之御慶ニ付書狀) 正月二五日 佐野日向守政行(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 御報
- ② (甚寒之節ニ付書狀) 二月一六日 井筒屋平次郎(花押)↓御用達衆様
- ③ (改年之御慶ニ付書狀) 正月二〇日 内藤右近将監政義(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 御報
- ④ (甚寒之節ニ付書狀) 二月九日 佐野日向守政行(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 御報
- ⑤ (甚寒之節ニ付書狀) 二月一五日 内藤右近将監政義(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 御報
- ⑥ (甚寒之節ニ付書狀) 一月二七日 佐藤三右衛門(花押)↓御用人衆様
- ⑦ (新春之御吉慶ニ付書狀) (正月) 出口長右衛門孝昶(花押)↓石(河)兵次様 他四名 御披露
- ⑧ (改年之御慶ニ付書狀) 正月一八日 内藤清閑頼寧(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 御報
- ⑨ (改年之御吉兆ニ付書狀) 正月三日 宮城源太郎多賢(花押)↓内田善藏様 他四名
- ⑩ (新春之御慶ニ付書狀) 正月五日 中嶋六郎右衛門成信(花押) 他一名↓石河兵治様 他四名
- ⑪ (新春之御慶ニ付書狀) 正月五日 宇野屋惣兵衛公雅(花押)↓内藤善藏様 他一名 御披露
- ⑫ (改年之御慶ニ付書狀) 正月一三日 成瀬隼人正正肥(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 御報
- ⑬ (青陽之御吉兆ニ付書狀) 正月二日 井筒屋平次郎(花押)↓御用達衆
- ⑭ (新春之御吉慶ニ付書狀) 正月朔日 袴屋吉兵衛↓石(河)佐渡守(光晃)様 御用達中様
- ⑮ (甚寒之節ニ付書狀) 二月一六日 外山平七郎政恒(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 御用達衆様 御披露
- ⑯ (新春之御吉慶ニ付書狀) 正月二日 嶋屋市之助(花押)↓御用達衆様 御披露
- ⑰ (改年之御吉兆ニ付書狀) 正月二日 福井藤次郎芳正(花押) 他一名↓石河兵次様 他四名
- ⑱ (秋暑之節ニ付書狀) 七月九日 内藤駿河守頼寧(花押)↓石河太八郎様 御報

二三三

〔石河文書 甲〕(諸御礼先例書上等)

(寛文期〜江戸後期)

横綴 一

- ① 曆之中段をしる事 (江戸期)
- ② (贈答品書上) (江戸期) ※前欠。
- ③ (將軍代替御礼等先例書上) (享保九年〜安永九年)
- ④ (御神忌之節御精進日時之儀ニ付書付) (江戸期)
- ⑤ 定り之外内寄合江罷出候日並 (江戸期)
- ⑥ (御弓役通矢之儀先例ニ付書付) (寛文九年四月・貞享三年四月)

石河家文書目録(五)

番 号 表 題

石河家文書目錄(五)

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

六

二三三

〔石河文書 乙〕(職務心得等)

(宝暦年間→江戸後期)

横綴

① (職務分担表) 四月

② 在邑中天氣之覺 (宝暦四年正月二六日→二月一九日)

③ (花火・玉書上) (江戸期)

④ (土地名書上) (江戸期)

⑤ 花筒之法 (江戸期)

⑥ 於矢田川原鉄炮目当方除之定 (江戸期)

⑦ (雅号由来書上) (江戸期)

⑧ (道程書上) (江戸期)

⑦ (神酒御頂戴迄清座之儀(二付書付) (江戸期)

⑧ (獅子持・狩子供装束之儀(二付書付) (江戸期)

⑨ (沢井与三左衛門所持之書付(二通之儀(二付一札) (江戸期)

⑩ 御廻順(書上) (江戸期)

⑪ (上使衆拝領雲雀持參之節御請取方次第) (江戸期)

⑫ 当亥正月二日 右兵衛督様為御年礼兩御丸江御登城之輩(書上) (亥正月三日)

⑬ 亥七月 御供順之書付 (亥七月) 御目付

⑭ (上使御鷹之雲雀被進候儀(二付書付) (江戸期)

⑮ (斎藤道三位牌所在之儀(二付一札) (江戸期) 岐阜常在寺 日能(花押)

⑯ 大坂出火風聞(書上) (二月二三日) 静山↓稲葉武左衛門様

⑰ (御産物書上) (江戸期)

⑱ (御産物印鑑請取) 閏五月二七日 起宿問屋 永田久四郎↓松井保三郎様 他一名

⑲ (家伝大江流并新田流) 次第 嘉永六年四月 清寿院式部忠行(花押)

⑳ 越後屋差越候書付写(御火事羽織袴仕立方代銀之儀(二付書付覺) 八月 深井助九郎

㉑ (雲雀御礼之上使登城之節御振合之儀(二付書付) (江戸期)

㉒ 口上覺(嵯峨御所御家来(二御取(二付御礼金進上之節口上覺) 亥二月 秋月泰輔↓賀川若狭介殿

㉓ 証(下賜金・請取証) 子八月 秋月泰輔(印)↓本禅院様

〔御役人名順 石河書狀〕

〔幕末・維新时期〕

- ⑨ (仏説阿弥陀經書出) (江戸期) ※後欠。
- ⑩ (職務心得) (江戸期)
- ⑪ (長崎之海において怪魚出ニ付書狀) 天明元年冬
- ⑫ 文政四辛巳年 運氣大略 文政四年
- ⑬ (奇鳥捕獲ニ付書狀) (江戸期) ※絵あり。
- ⑭ (各月昼夜刻数書上) (江戸期)
- ① (諸詰役人名書上)
- ② (関所手形案文) 慶応四年三月
※「尾州石河佐渡守家来藤木源吾上下式人御関所無相違御通し之事 慶応四年辰三月 尾州目付方印 箱根御関所御番人中」とあり。
- ③ 上下惣御人数書 閏四月
- ④ (駒塚表江移住ニ付書狀) 一月九日 杉山弥一左衛門↓山田小平次殿
- ⑤ (駒塚表江移住ニ付書狀) 一月九日 加嶋博子↓山田小平治様
- ⑥ (蔵人様実父悦翁様御死去ニ付書狀) 五月二日
- ⑦ (悦翁様御遠行ニ付書狀) 五月二日
- ⑧ (蔵人様御家内様方御家来共当地逗留ニ付書狀) 四月一六日
- ⑨ (御領知一条御沙汰無之次第ニ付書狀) 八月四日
- ⑩ (蔵人様御事ニ付書狀) 四月八日
- ⑪ (春暖之節ニ付書狀) 三月一九日
- ⑫ (屋敷参上御請ニ付書狀) 三月二〇日
- ⑬ 覚(佐渡守方家族尾州下向ニ付先触書) (幕末期)
- ⑭ (本領安堵ニ付書狀)
- ⑮ (市之瀬村庄屋代御逗留之節応対ニ付書付)
- ⑯ (南部表江御出張ニ相成居候ニ付書狀) 二月二日
- ⑰ (御家族御知行所江引取ニ付書狀) 五月五日 石川光次郎↓河本好様他一名
- ⑱ (御請狀写)
- ⑲ 伺書(江戸屋敷引払ニ付伺書) 五月二日 石河蔵人↓弁事御役所

- ⑳ (御勤御役所江御同書差出候ニ付書状案)
- ㉑ (御采地江御引移候ニ付書状案)
- ㉒ 御献立(書上)
- ㉓ (急病差起ニ付休泊替先触) 四月二日 尾州石河佐渡守内 藤本源吾↓平塚宿方宮宿迄宿々川々問屋役人中
- ㉔ (御系図并御明細書不残御差出相成候ニ付書状) 閏四月五日 石河藏人内 石河光次郎↓名古屋尾州様御追手前ニ而石河佐渡守御内 飯沼五百之進様 他一名
- ㉕ (其表御発足以後ニ付書状) 五月朔日 河井起之丞 他一名↓飯沼五百之進様 他一名
- ㉖ (御挨拶一札) 近藤寛次郎 他一名
- ㉗ (牧田宿存外之出水ニ付書状) 五月朔日 河井起之丞 他一名↓飯沼五百之進様 他一名
- ㉘ (藏人様無御滞御上京ニ付書状) 一月二四日 土岐市右衛門↓飯沼五百之進様
- ㉙ (江戸表下向ニ付書状) 四月五日 江戸小川町石河藏人様御内 藤本源吾↓尾州名古屋表石河佐渡守様御内 飯沼五百之進様 他一名
- ㉚ (江戸下向途中病氣差起候ニ付書状) 四月二日 藤本源吾↓飯沼五百之進様 他一名
- ㉛ 口上書(松琴院様御死去ニ付) 九月一六日 石河藏人様使者 石川光次郎
- ㉜ 乍恐(藏人様御家族方当地御逗留之儀ニ付書状) 四月一六日 桑原忠助↓飯沼様 他一名
- ㉝ (本領安堵之御書付拝領ニ付書状) 五月一八日 石川光次郎↓飯沼五百之進様 他一名
- ㉞ (悦翁様下賜金品書付)
- ㉟ (御発足前御取込ニ付書状) 石河直之進様御使者 藤本源吾
- ㊱ (本陣江罷出度儀ニ付書状) 三月一七日 小沢善治郎↓飯(沼)五百之進様 他一名
- ㊲ (当本陣御出入之儀ニ付書状) 三月一七日 石河藏人様使者 石川光次郎
- ㊳ (御献立書上)
- ㊴ (御家方御執成奉願度ニ付書状) 石河佐渡守
- ㊵ 草案(朝廷江御執成奉願度趣ニ付)
- ㊶ (家族此表江呼登度旨ニ付書状) 三月 石河佐渡守
- ㊷ (御献立書上)
- ㊸ (印鑑返納ニ付書状) 天野左治↓飯沼五百之進様 他一名
- ㊹ (知行地取調之儀ニ付書状) 慶応四年二月 大津出張出州役所↓蒲生郡村々庄屋・年寄

- ④5 (市ノ瀬村御案内并御道中御用次第ニ付書付) 石河藏人家来 小沢善治郎
- ④6 覚(品々代金書上) 閏月二〇日 ひとつ店与助↓石河様御用
- ④7 (市ノ瀬村御越ニ付書付)
- ④8 覚(品々代金書上) 四月二二日 ひとつ店与助↓石河様御勘定所
- ④9 (市ノ瀬村江御移度儀ニ付書状) 石河直之進様御使者 加藤文平
- ⑤0 草案(御印鑑下附依頼案文) 三月
- ⑤1 (政府印鑑下附依頼案文) 三月
- ⑤2 乍恐請取書以申上候(政府書類請取書) 閏四月一四日
- ⑤3 追触(大井川大水ニ付宿割替) 閏四月四日 石河佐渡守内 藤本源吾↓問屋役人中
- ※同内容の書付一通が糊付けされている。
- ⑤4 (先触之趣委細承知ニ付書状) 閏四月六日 小沢善治郎 他一名↓飯沼五百之進様 他一名
- ⑤5 (直命之趣御書付以御論御座候ニ付書状) 九月 御番方一統↓御用人衆様
- ⑤6 覚(藏人様家来家族人数書上) 閏四月
- ⑤7 (今日江戸表到着ニ付添状) 閏四月 石河佐渡守
- ⑤8 (今日江戸表到着ニ付添状) 閏四月 石河佐渡守
- ⑤9 覚(江戸表到着家族書上) 閏四月
- ⑥0 (今度藏人様家族預置ニ付書付)
- ⑥1 (石河直之進家中書付)
- ⑥2 (御饗応之儀ニ付御礼書付) 閏四月一四日 河井起之丞 他一名↓御用人衆様
- ⑥3 覚(知行所在住役人名之儀ニ付) 三月
- ⑥4 (川村六介井厩之上屯人御取扱ニ付書状) 六月九日 石川光次郎↓飯沼五百之進様
- ⑥5 覚(佐渡守方家族尾州屋敷江引取人馬繼立之儀ニ付) 四月一六日 石河佐渡守内 岩田八九郎↓品川方宮迄宿々問屋中
- ⑥6 (石河藏人采地近江国蒲生郡上平木村江引取ニ付届書) 御名
- ⑥7 (森之助と改名ニ付書状) 閏四月二二日 藤本森之助↓飯沼五百之進様 他一名
- ⑥8 (石河直之進并家族江戸屋鋪出立之處病者之儀ニ付宿割直之先触) 四月二〇日 石河佐渡守内 藤本源吾↓戸塚宿方宮迄問屋役人中
- ⑥9 (御忌服之儀問合ニ付書状) 閏四月一三日 河井起之丞 他二名↓飯沼五百之進様 他一名
- ⑦0 (藏人様御家族御着之祝儀ニ付伺書) (飯沼)五百之進

- ⑦① (名古屋方市之瀬村迄宿泊書上)
- ⑦② 目録書(家老・用人衆江下賜金書上)
- ⑦③ 口上書(直之進様伏見町御旅宿江御着ニ付) 閏四月一〇日 石河直之進様御使者 依田繁二郎
- ⑦④ (王勤志願ニ而領地旅宿仕大納言様時候之挨拶ニ付) 三月 石河藏人
- ⑦⑤ (石河直之進家族之内病氣全快ニ而名古屋江出立ニ付人馬先触) 四月二五日 石河佐渡守内 藤本源吾↓平塚宿方宮宿迄宿々川々問屋役人中
- ⑦⑥ (久我大納言様江歎願之儀ニ付書状) 四月朔日 京都三條通り小橋方 近江屋儀兵衛宅 石河藏人様附 石川光次郎↓石河佐渡守様・飯沼五百之進様 他一名
- ⑦⑦ (久我大納言様弁事務局御移宿之儀ニ付書状案) 四月六日
- ⑦⑧ (草案差上申候旨取計ニ付書状・添状) 四月六日 (河本)好↓彦右衛門様
※書状受取の覚書(江州蒲生郡中山郷村庄屋喜平治差出、飯沼五百之進様・河本好宛)を継いでいる。
- ⑦⑨ (藏人様奥方他親類書上)
- ⑧① (御能拝見御目見之輩・御目見不仕之輩書上) 閏二月
- ⑧② (中納言様新御殿火事之節御定ニ付) 文政一一年二月朔日 ※中納言様は一〇代藩主徳川斉朝のこと。
- ⑧③ 御在国之節出火出方極(三之丸他出火之節罷出方ニ付)
- ⑧④ 覚千石以上之輩・礼剣之輩等礼事之来簡取扱ニ付) ※「是ハ留書奉行ニ而取扱之究り」と貼紙あり。
- ⑧⑤ (竹腰山城守他一九名在所持之書上)
- ⑧⑥ (在所持之輩御書出有無之書付)
- ⑧⑦ (間宮兵庫・西尾嘉兵衛在所江罷越度願ニ付)
- ⑧⑧ (山澄河内守他知行所書上)
- ⑧⑨ (竹腰山城守他御朱印地拝領書上)
- ⑧⑩ 覚仕立御用書付沓通差上ニ付) 辰閏四月一二日 小嶋権兵衛↓石河様
- ⑧⑪ (石河藏人様御知行所書上)
- ⑧⑫ (石河直之進様初家族藤川川明ニ而人馬繼立ニ付触書) 辰四月二九日 石河佐渡守内 藤本源吾↓吉原宿方宮宿迄宿々川々問屋役人中
- ⑧⑬ (御馳走ニ付礼状) 三月二日 石河佐渡守御内 石川光次郎↓石河佐渡守様 御用人中様
- ⑧⑭ (藏人様奥方様・直之進様奥方様東京江御下りニ付書状) 二月二〇日 石川光次郎↓飯沼五百之進様 他一名

〔石河文書 一〕(売渡申畑之事・村絵図等)

(安永年間・明治初期)

- ① 請取目録 明治四年六月 兵庫県庁↓石河太郎殿 ※綴じ込みから外れている。取扱注意。
- ② (植付食米借用ニ付達) 明治三年九月 横山村庄屋中川兼八(黒印) 他一名↓邑宰方御役所

※綴じ込みから外れている。取扱注意。

- ③ 目録(勘定帳他受取目録) 未年二月二〇日
 - ④ 売渡申畑之事 安永五年二月一九日 売主 七兵衛(黒印) 他一名↓買主 佐右衛門
 - ⑤ 借用申金子之事 天明四年三月二七日 借り主 武七(黒印)・請人 佐右衛門(黒印)・取次 平蔵(黒印)↓横山萬蔵殿
 - ⑥ 借用申金子手形之事 子七月 和泉村庄屋 八左衛門(黒印) 他一名↓葛村喜右衛門殿
 - ⑦ 質物書入申金子之事 天明七年正月 本人 松助(黒印)・請人 金次郎(黒印)↓当村 佐右衛門殿 ※庄屋源右衛門の裏書あり。
 - ⑧ 質流田地取替証文之事 寛政三年二月 田地受取主 藤右衛門(黒印) 他二名↓小八殿
 - ⑨ 質流売渡之畑之事 寛政三年二月 売主 久米八(黒印)↓佐右衛門殿
 - ⑩ 願申沈御段木之事 享和三年三月 宇津志名主 平五郎(黒印) 他一名↓沈御奉行所様
 - ⑪ (村送り一札之事雛形) 文政四年四月 何郡何村庄屋誰印・組頭誰印↓厚見郡中川原庄屋 紋右衛門殿 他一名
 - ⑫ (甘藷植付高二付申上候書付) (春日井郡和泉村)
 - ⑬ 指出申一札(切支丹宗門ニ付一札) 文政五年三月 春日井郡大草村庄屋 藤右衛門(黒印)↓和泉村御庄屋中
 - ⑭ 春日井郡和泉一色村絵図面 慶応二年八月 和泉村庄屋 八左衛門(黒印) 他一名
 - ⑮ 春日井郡間々村絵図面 文久三年二月 春日井郡間々村地方讓受 柳蔵(黒印) 他五名↓小折村 村瀬増右衛門殿
- ※彩色あり。
- ⑯ (問屋役人共之賄ニ付一札) 天保五年一〇月一〇日 沼津方問屋代 義平(黒印) 他一名↓尾州様御家 津山大作様御内 御役人衆中様
 - ⑰ (紀州様御貸附金ニ付願書并一札) 天保一五年三月・天保九年二月 松田村 重五郎 他一名↓御代官役所
- ※二通継いであり、二通目の一札の差出は樽見村忠左衛門親類茂左衛門他六名、宛所は東板屋村名主又兵衛殿他二名。
- ⑱ 成年免定 天保九年一月 河一太郎(黒印)↓右村庄屋・組頭・惣百姓
 - ⑲ (借用申金ニ付一札) 天保二年二月一五日 肥田領村借用主 塚原伴蔵(黒印) 他三名↓平井甚兵衛殿
 - ⑳ (指入証文ニ付書上) 天保一五年正月 引請人 利兵衛(黒印) 他一名↓栄蔵殿 他一名
 - ㉑ (人足差出覚書) 西一〇月二二日 兼山村御役請主 勝右衛門(黒印) 他一名↓海東郡西川端村大庄屋 辰右衛門殿
 - ㉒ (人足料請取覚書) 西一〇月二二日 兼山村御役請主 勝右衛門(黒印) 他一名↓海東郡西川端村御庄屋 辰右衛門様
 - ㉓ 覚(金子覚書) 一二月 蓮生寺

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

- 24 一札之事(御船場御用金拝借仕候ニ付) 天保六年二月 蓮生寺(黒印)↓常楽寺上人 他四名
 - 25 一札之事(平次右衛門ヲ以相頼候付) 天保一五年二月 庄屋 酒井安右衛門 他一名↓佐助殿
 - 26 乍恐御達奉申上候御事(雷厳敷ニ而水帶敷増ニ付) ※後欠。
 - 27 差出申宗門送り一札之事 文久四年二月 神屋村庄屋 繁右衛門(黒印)↓和泉村御庄屋衆中
 - 28 (金子相渡候ニ付書付) 久七↓庄屋 八左衛門様
 - 29 壳渡申戻家奉願之事 慶応三年五月 岡崎仁兵衛(黒印)↓萩原貞茂殿
 - 30 差上申御日延之事 辰九月 庄八(黒印) 他二名↓御庄屋 八左衛門様
 - 31 金子請取之覚 嘉永五年二月二八日 渡辺半蔵様御屋敷内 安井村 鉄蔵(黒印)↓和泉村 格右衛門様
 - 32 覚(金子請取ニ付) 嘉永五年二月二八日 渡辺半蔵様御屋敷内 安井村取次 鉄蔵(黒印)↓和泉村 仁兵衛様
 - 33 借用仕金子之事 嘉永七年二月 神谷安太郎(黒印) 他一名↓大草村 安藤所右衛門殿取次 他一名
 - 34 駄通御役所東山道筋江御布令事之写 巳二月 駄通御役所
 - 35 借用申金子之事 天明五年二月 借主 作右衛門(黒印) 他一名↓彈右衛門殿
 - 36 借用申金子之事 明治二年八月 金借主 鯛助(黒印) 他一名↓内殿
 - 37 借用申金子之事 明治二年八月 金借主 助三郎(黒印) 他二名↓村瀬内殿
 - 38 借用申金子之事 明治二年八月 金借主 庄九郎(黒印) 他一名↓内殿
 - 39 乍恐御請奉申上候御事(諸御藩方御通行ニ付請書) 辰五月 和泉屋庄屋 八左衛門 他一名↓森本藤七郎様御陣屋
 - 40 (村絵図・乍恐御達方奉上候御事)
 - 41 一札之事(地券預り之儀ニ付) 明治七年五月二日 大森七兵衛地券預り主 大森敬助 他一名↓向井市兵衛殿
- 〔石河文書 三二〕(送一札・御貸附金拝借証文等) (江戸後期・明治初年)
- ① 送一札(当村万次郎川名村新吉江養子入ニ付) 天保一三年五月 春日井郡松河戸村 観音寺(黒印)↓牛立村 岩高寺
 - ② 乍恐奉願上候御事(当御役所御用達勤来候炭薪御買上分已前之通被仰付度ニ付)
 - ③ (頼母子三拾五人講割合書) 講本・金引請人・世話人
 - ④ (出頭礼状) 閏一〇月五日 笠松県庁(朱印)↓石河太八郎殿元家来中
 - ⑤ 御貸附金拝借証文之事(熱田桑名渡海路御普請所御修復御手当御貸附金借用ニ付) 文化元年二月 当御支配所美濃国武儀郡山田村 御金
 拝借人 与三右衛門(黒印) 他七名↓笠松御役所

※端裏書「子年十一月手形」。

⑥ 乍恐御達シ申上候御事(当村ニ他所行之者迄人も無御座ニ付) 子閏二月 (海東郡沖之嶋村庄屋 軍七(黒印)↓寺社御奉行所)

⑦ 相譲り申高之事(田地讓金請取ニ付) 文化一四年三月 海東郡新居屋村 甚吉 他二名↓沖之嶋村 八百右衛門殿

⑧ 為取替書付之事(水車諸人用等割方ニ付) 文政一一年一月 車掛り主 平兵衛(黒印) 他二名↓伊勢屋仁兵衛殿

⑨ 覚(家代受取ニ付) 善藏 他二名↓仁兵衛殿

⑩ 覚(当西年物成之内米五石受取ニ付) 酉二月 水野陣屋(黒印)↓右村(和泉村)庄屋

※他に二通(覚(当辰年物成之内米五石請取ニ付)、辰閏一月、水野陣屋(黒印)↓右村(和泉村)庄屋「覚(当西年物成之内米拾石請取ニ付)、酉閏二月、水野陣屋(黒印)↓右村(和泉村)庄屋」が一紙に貼り継がれている。

⑪ 乍恐奉願上候御事(御国に積出荷数書上等近來前々と異り候ニ付) 申九月 登り廻船問屋 牛田屋覚兵衛 他一名↓御船手御奉行所

⑫ (私共取扱運送木類御講内通行出入御免願) 寅七月 野尻屋理右衛門(黒印) 他一名↓御材木御役所

※端裏書「牛田屋覚兵衛・野尻屋理右衛門江、付箋「願之趣承届候 七月」とあり。

⑬ 乍恐御達申上候事(名古屋・大坂両所ニ御産物御会所出来別紙之通願上度ニ付) 巳八月 登廻船御用達 理右衛門 他一名↓御奉行所

⑭ 破船損亡之儀御尋被為遊候付御達申上候御事(知多郡亀崎村治助船大坂登候処着不仕候ニ付) 丑九月 登廻船御用達 理右衛門 他一名↓御船手御奉行所

⑮ 乍恐御達申上候御事(私方河岸ニ有之板紛失ニ付) 丑九月二〇日 野尻屋理右衛門↓御奉行所

⑯ 覚(大坂表御産物会所出来後も私共問屋御会所御取扱振先前之通ニ願上度ニ付) 安政四年八月一八日 登廻船御用達 理右衛門 他一名↓町御奉行所

⑰ (今般江戸表御下御蔵米御急ニ付書状)

⑱ 小作証文之事(与十郎殿に質入之地所ニ付) 安政三年一月 同(高崎村)小作人 久左衛門(黒印) 他二名↓宅町目 伊藤嘉十郎殿

⑲ 畑方質流地証文之事 文久元年三月 上深川村畑方質流地主 吉右衛門(黒印) 他二名↓六郷村 定七殿

⑳ 第拾壹号地券之証(屋敷地ニ付) 明治七年八月 愛知県令 鷲尾隆聚(朱印) 他一名

① 慶安四卯年 覚書書拔(拜領鶴御料理被下候衆書拔) (慶安四年三月一三日)

② (天野儀左衛門養子之儀ニ付書付) 寛文元年一〇月一〇日

③ 御広間御高札 元禄一一年二月一四日

④ (聶養子先例書拔) 宝永二年七月二九日

※御傳役水野善次右衛門他二名の事例を記載。

⑤ 火事御定 嘉永四年四月一三日 ※一部虫損。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

- ⑥ (五畿七道・海道名称ニ付書付) 正徳六年四月一七日
- ⑦ 火事之節家来之宅急火ニ付傍輩罷越候儀不苦哉享享保九辰七月御目付江尋候処指出候書付 享保九年七月
- ⑧ 御旗本衆江俟約被仰出候書付并御老中方被申合候趣之書付写 享保一五年
- ⑨ 御代々御條目之内書拔(寛永十八巳十二月十三日付条目等)
- ⑩ (面々御行儀御作法ニ付布衣以上之衆江被仰渡候書付写) 寛保三年八月二六日
- ⑪ 御城坊主組頭ノ惣坊主江申渡候由之書付写(献上品之儀ニ付書付) (寛延四年)六月二六日 組頭↓惣坊主衆中
- ⑫ (女関所手形認方之儀ニ付答書) (宝暦一年)九月三日 河野豊前守↓上田半右衛門様
- ⑬ 御衣服定之内御改ニ相成候儀御目付成瀬十郎兵衛殿ノ御達之御書付写 寛政一〇年正月九日
- ⑭ 殿中衣服定 未七月
- ⑮ (御城殿中衣服定) 閏二月
- ⑯ 火事御定 天保一一年二月二五日
- ⑰ 天保十一子年 被仰出火事御定 (天保一一年)二月二五日
- ⑱ 諸法度条々 天保一一年二月二五日
- ⑲ 城中若火事之節可登城輩并寄場之事 天保一一年二月二五日
- ⑳ 殿中若火事之節出殿之輩并寄場之事 天保一一年二月二五日
- ㉑ 在江戸其外於何方も逗留之留守中殿中城内若火事有之節可登城輩并寄場之事 天保一一年二月二五日
- ㉒ 諸大名家来ニ被相渡候書付留
- ㉓ (御城附之者ニ御渡候書付留)
- ㉔ 今度御触有之候由写(櫛笄ニ金銀金物時絵類結構成仕形無用之儀ニ付町触)
- ㉕ 五月廿八日 於御城田沼主殿頭ノ順阿弥を以御城附共江一紙ニ而御渡越候書付写(女手形之儀) 五月二八日
- ㉖ 九月晦日 大御目付松浦和泉守殿ノ松平越中守殿御申渡諸向江相触候由ニ而御城附共江被相渡候書付写 九月晦日
- ㉗ 七月十六日 松平伊豆守殿ノ專阿弥を以御城附共紙ニ而被相渡越候書付写(百姓・町人苗字帶刀之儀ニ付) 七月一六日
- ㉘ 公儀御家御触書之写
- ㉙ (殺生簡御免之儀ニ付書付) 酉一二月
- ㉚ (重科之者取扱之儀ニ付書付) 卯七月
- ㉛ 文昭院様御代武家諸法度
- ㉜ 御法度之趣

〔尾藩石河書狀 上〕

(江戸中期・幕末期)

- ① (年甫御祝・旧職官位御礼被仰上候様被仰出目度御儀ニ付書狀) 正月五日 石河太八郎光晃(花押)↓竹(腰)兵部大輔様
- ② (御隠居御家督御用向等出精相勤候由ニ而拝領物被仰付之儀ニ付書狀) 二月六日 池尾喜兵衛知房(花押)↓石(河)佐渡守様
- ③ (年始御祝儀申上度ニ付書狀) 正月二日 成瀬内記正敦(花押)↓石(河)佐渡守様
- ④ (入寒ニ付御懇書拝領物御礼書狀) 二月二七日 成瀬内記正敦(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑤ (寒氣御伺ニ付書狀) 一月二七日 渡辺半蔵綱倫(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑥ (暑中御動静窺度ニ付書狀) 六月一〇日 石河佐渡守光晃(花押)↓竹(腰)兵部大輔様 ※朱書で返札の書き込みあり。
- ⑦ (暑中御動静伺并御養子公辺御目見御首尾好ニ付書狀) 閏五月二九日 石河太八郎光晃(花押)↓竹(腰)兵部大輔様
※朱書で返札の書き込みあり。
- ⑧ (暑中御機嫌伺并京地之模様伺等ニ付書狀) 六月二四日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑨ (年甫之御祝儀并御供無故障御勤被遊御祝儀ニ付書狀) 正月二日 渡辺半蔵綱倫(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑩ (今般御側懸相勤候様被仰出ニ付書狀) 五月七日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑪ (暑中御見舞書狀頂戴ニ付返札) 七月 渡辺肥後守孝綱(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑫ (寒中御機嫌伺ニ付書狀) 二月七日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑬ (元千代様御供無故障相勤今日下着仕候ニ付書狀) 九月二七日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
※元千代様は、のちの一六代藩主徳川義宣のこと。
- ⑭ (貞慎院様御用人・御広敷御用人兼相勤候様被仰出ニ付書狀) 二月晦日 藤井内匠守堅(花押)↓石(河)佐渡守様
※貞慎院様は一二代藩主徳川齊莊の簾中猶姫のこと。
- ⑮ (漢詩一篇) 戊辰
- ⑯ (御使番格被仰付ニ付書狀) 五月一四日 近藤鉄三郎教昌(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑰ (寒中御機嫌伺并海苔献上ニ付書狀) 二月七日 成瀬内記正敦(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑱ (官位御昇進御用向相勤時服拝領之儀ニ付書狀) 二月二九日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑲ (年始御祝儀御様子伺ニ付書狀) 正月二日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑳ (寒中御機嫌伺ニ付書狀) 一月晦日 鏡島豫之助(花押)↓石(河)佐渡守様
- ㉑ (寒中御機嫌伺先便御無沙汰御礼之儀ニ付書狀) 一月二五日 鏡島朋吉郎(花押)↓石(河)佐渡守様
- ㉒ (寒中御機嫌伺ニ付書狀) 二月二日 竹腰近江守正厚(花押)↓石(河)佐渡守様
- ㉓ (御下着御祝儀ニ付書狀) 一〇月二九日 渡辺半蔵綱倫(花押)↓石(河)佐渡守様

番 号 表 題

石河家文書目録(五)

	年月日	差出(作成)↓宛所
24 (御下着御祝儀ニ付書状)	一〇月二九日	石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
25 (御供ニ而上着仕候ニ付書状)	一〇月二九日	石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
26 (元千代様御下向之節拝領物頂戴ニ付書状)	(幕末)	※後欠。
27 (寒中御見舞狀頂戴ニ付返札)	臘月二日	竹腰兵部少輔正諶(花押)↓石河佐渡守様
28 (御年賀御祝辭頂戴ニ付返札)	正月一七日	竹腰近江守正厚(花押)↓石(河)佐渡守様
29 (年寄並加判定詰被仰付ニ付書状)	五月一四日	成瀬内記正敦(花押)↓石(河)佐渡守様
30 (御着到御機嫌伺ニ付書状)	一〇月二九日	鏡島朋吉郎(花押)↓石(河)佐渡守様
31 (寒中御見舞并大奥入御免等之儀ニ付書状)	十一月一七日	石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
32 (年甫御礼狀頂戴ニ付返札)	正月	竹腰兵部大輔正諶(花押)↓石河佐渡守様
33 (書狀断簡)	正月二日	竹腰近江守正厚(花押)↓石(河)佐渡守様 他四名 ※前欠。差出・宛所のみ。
34 (時季伺狀頂戴ニ付返札)	二月一五日	横井市郎左衛門時習(花押)↓石(河)太八郎様
35 (寒中御機嫌伺ニ付書状)	二月二七日	阿部石見正展(花押)↓
36 (寒中御見舞ニ付書状)	二月一七日	山村甚兵衛良由(花押)↓
37 (暑中御見舞狀頂戴ニ付返札)	六月一九日	生駒因幡周邑(花押)↓
38 (年頭御祝詞・鰯頂戴ニ付返札)	正月一五日	高木監物貞固(花押)↓
39 (暑中御見舞狀頂戴并御世話被下置御礼等ニ付書状)	七月一六日	石河奎左衛門直秩(花押) ※後欠。
40 (寒中御機嫌伺ニ付書状)	二月朔日	生駒求馬周武(花押)↓
41 (寒中御見廻ニ付書状)	二月一七日	渡辺飛驒守綱通(花押)↓
42 (暑中御機嫌伺ニ付書状)	六月二六日	瀧川豊後守忠暁(花押)↓
43 (年始御祝詞ニ付書状)	正月	千村平右衛門頼久(花押)↓
44 (寒中御見舞狀頂戴ニ付返札)	二月二六日	石河奎左衛門直秩(花押)↓
45 (年始御祝詞申上度ニ付書状)	正月朔日	石河式三郎當頭(花押)↓
46 (年始御祝詞申上度ニ付書状)	正月二日	石河式三郎當頭(花押)↓
47 (寒中御機嫌伺ニ付書状)	閏十一月一日	石河奎左衛門直秩(花押)↓ ※後欠。
48 (暑氣御見廻狀頂戴ニ付返札)	七月一三日	生駒因幡周邑(花押)↓
49 (暑氣御機嫌伺ニ付書状)	六月二六日	鈴木嘉十郎重達(花押)↓

形態・数量

- ⑤0 (暑氣御見廻ニ付書狀) 六月六日 渡辺飛驒守綱通(花押)↓
- ⑤1 (寒中御機嫌伺ニ付書狀) 十一月二八日 鈴木嘉十郎重達(花押)↓
- ⑤2 (暑中御見舞狀頂戴ニ付返札) (江戸後期) 石河奎左衛門(直秩)(花押)↓ ※後欠。
- ⑤3 (年始之御祝詞頂戴ニ付返札) 正月二六日 石河奎左衛門直秩(花押)↓
- ⑤4 (上著仕候ニ付時候御伺書狀) 四月一日 石河奎左衛門直秩(花押)↓
- ⑤5 (年始之御祝詞申上度ニ付書狀) 正月二日 石河奎左衛門直秩(花押)↓
- ⑤6 (御參府御礼首尾能被為濟ニ付書狀) 三月三日 石河式三郎當頭(花押)↓
- ⑤7 (御下着目出度御儀ニ付書狀) 四月朔日 阿部石見正展(花押)↓
- ⑤8 (暑氣御機嫌伺ニ付書狀) 六月四日 石河奎左衛門直秩(花押)↓
- ⑤9 (御下着目出度御儀ニ付書狀) 三月二日 生駒求馬周武(花押)↓
- ⑥0 (寒中御見舞狀頂戴ニ付返札) 十二月二六日 石河修理當頭(花押)↓
- ⑥1 (御書院番頭被仰付候ニ付書狀) 正月一八日 石河式三郎當頭(花押)↓
- ⑥2 (暑中御機嫌伺ニ付書狀) 六月一日 石河修理當頭(花押)↓
- ⑥3 (年頭御祝詞申上度ニ付書狀) 正月二日 生駒求馬周武(花押)↓
- ⑥4 (暑中御機嫌伺ニ付書狀) 六月四日 石河式三郎當頭(花押)↓
- ⑥5 (寒中御機嫌伺ニ付書狀) 二月九日 石河修理當頭(花押)↓
- ⑥6 (御旅行無恙御着被遊候ニ付書狀) 五月二六日 石河修理當頭(花押)↓
- ⑥7 (寒中御機嫌伺ニ付書狀) 二月朔日 石河式三郎當頭(花押)↓
- ⑥8 (御道中御供都合能御勤被遊御着座ニ付書狀) 三月一日 石河式三郎當頭(花押)↓
- ⑥9 (公儀江御家督御礼首尾能被為濟目出度儀ニ付書狀) 二月朔日 石河式三郎當頭(花押)↓
- ⑦0 (暑中御機嫌伺ニ付書狀) 六月三日 石河奎左衛門直秩(花押)↓ ※後欠。
- ⑦1 (年始之御祝詞申上度ニ付書狀) 正月二日 石河奎左衛門直秩(花押)↓
- ⑦2 (年始之御祝詞申上度ニ付書狀) 正月二日 石河奎左衛門直秩(花押)↓
- ⑦3 (寒中御機嫌伺ニ付書狀) 二月二七日 石河奎左衛門直秩(花押)↓
- ⑦4 (年始御祝詞申上度ニ付書狀) 正月朔日 石河修理當頭(花押)↓
- ⑦5 (公儀江御家督御礼首尾能被仰上候儀御吹聴ニ付返書) 二月三日 石河吉十郎直秩(花押)↓
- ⑦6 (寒中御見舞狀頂戴ニ付返札) 二月一日 石河式三郎當頭(花押)↓

	年月日	差出(作成)↓宛所
⑦⑦ (公儀江御家督御礼首尾能被為濟日出度ニ付書狀)	二月朔日	石河式三郎當頭(花押)↓
⑦⑧ (寒中御機嫌伺ニ付書狀)	二月一日	石河式三郎當頭(花押)↓
⑦⑨ (公儀江御家督御礼首尾能被仰上日出度儀ニ付書狀)	二月三日	石河吉十郎直秩(花押)↓
⑧① (寒中御機嫌伺并左衛門盛勤之様子ニ付書狀)	二月六日	石河式三郎當頭(花押)↓
⑧② (御下着日出度ニ付書狀)	一〇月二六日	石河吉十郎直秩(花押)↓
⑧③ (暑中御見舞狀頂戴ニ付返札)	六月二日	石河式三郎當頭(花押)↓
⑧④ (年始之御懇礼頂戴ニ付返札)	正月二日	石河奎左衛門直秩(花押)↓
⑧⑤ (下着・留守宅御願ニ付書狀)	一月二六日	石河奎左衛門直秩(花押)↓
⑧⑥ (寒中御機嫌伺并江戸御殿様子等ニ付書狀)	二月六日	石河奎左衛門直秩(花押)↓
⑧⑦ (年始御祝詞頂戴ニ付返札)	正月一日	渡辺図書頭貞綱(花押)↓
⑧⑧ (寒中御機嫌伺并御用向之儀ニ付書狀)	一月一七日	玉置小平太直和(花押)↓
⑧⑨ (年頭御祝詞頂戴ニ付返札)	正月一日	千村平右衛門頼久(花押)↓
⑧⑩ (年頭御祝詞頂戴ニ付返札)	正月三日	山村甚兵衛良喬(花押)↓
⑧⑪ (暑中御機嫌伺并麻疹流行之儀ニ付書狀)	六月三日	長尾藤左衛門景束(花押)↓
⑧⑫ (寒中御機嫌伺ニ付返札)	二月二日	山村伊勢守良由(花押)↓
⑧⑬ (年始御祝詞ニ付書狀)	正月二日	渡辺図書頭貞綱(花押)↓
⑧⑭ (年始御祝儀申上度儀ニ付書狀)	正月二日	成田貞三右衛門喜起(花押)↓
⑧⑮ (暑中御見舞ニ付書狀)	七月六日	成瀬主殿頭正壽(花押)↓
⑧⑯ (暑中御機嫌伺ニ付書狀)	七月九日	山村甚兵衛良喬(花押)↓
⑧⑰ (寒中御機嫌伺ニ付書狀)	一月二日	阿部肥前正嘉(花押)↓
⑧⑱ (寒中御機嫌伺ニ付書狀)	一月一七日	織田遠江信伝(花押)↓
⑧⑲ (寒中御見舞ニ付書狀)	一月一日	山村三郎九郎良濟(花押)↓
⑧⑳ (年始御祝詞ニ付返札)	正月一日	渡辺図書頭貞綱(花押)↓
⑧㉑ (寒中御見舞ニ付書狀)	二月一日	渡辺図書頭貞綱(花押)↓
⑧㉒ (年始御祝詞ニ付書狀)	正月六日	山村伊勢守良由(花押)↓
⑧㉓ (寒中御見舞ニ付書狀)	二月六日	山村甚兵衛良喬(花押)↓
⑧㉔ (暑中御見舞ニ付書狀)	六月二五日	山村甚兵衛良喬(花押)↓

- ⑩③ (寒中御見舞二付書狀) 二月五日 渡辺図書頭貞綱(花押)↓
 ⑩④ (年始御祝詞二付書狀) 正月三日 渡辺図書頭貞綱(花押)↓
 ⑩⑤ (寒中御見舞二付書狀) 二月一七日 志水甲斐守忠喬(花押)↓
 ⑩⑥ (暑中御見舞御機嫌伺二付返札) 八月二五日 山村甚兵衛良喬(花押)↓
 ⑩⑦ (寒中御見舞二付書狀) 二月二日 志水甲斐守忠喬(花押)↓
 ⑩⑧ (寒中御見舞二付書狀) 二月三日 高木修理貞臈(花押)↓
 ⑩⑨ (年始御祝詞二付書狀) 正月一九日 山村甚兵衛良喬(花押)↓
 ⑪① (年頭御祝詞二付書狀) 正月一日 高木修理貞臈(花押)↓
 ⑪② (寒中御見舞二付書狀) 二月三日 成瀬主殿頭正壽(花押)↓
 ⑪③ (暑中御見舞二付書狀) 七月九日 渡辺図書頭貞綱(花押)↓
 ⑪④ (寒中御見舞二付書狀) 二月一五日 志水甲斐忠珍(花押)↓
 ⑪⑤ (年頭御祝詞二付書狀) 正月朔日 山村甚兵衛良喬(花押)↓
 ⑪⑥ (寒中御見舞二付書狀) 二月二八日 成瀬主殿頭正壽(花押)↓
 ⑪⑦ (年始御祝詞二付書狀) 正月三日 高木修理貞臈(花押)↓
 ⑪⑧ (年始御祝詞二付書狀) 正月二五日 成瀬主殿頭正壽(花押)↓
 ⑪⑨ (年始御祝詞二付書狀) 正月一六日 山村伊勢守良由(花押)↓
 ⑪⑩ (寒中御見舞二付書狀) 正月一四日 山村甚兵衛良喬(花押)↓
 ⑪⑪ (寒中御見舞二付書狀) 二月一五日 成瀬主殿頭正壽(花押)↓
 ⑪⑫ (暑中御見舞二付書狀) 六月二六日 渡辺図書頭貞綱(花押)↓
 ⑪⑬ (寒中御見舞二付書狀) 二月四日 山村甚兵衛良喬(花押)↓
 ⑪⑭ (寒中御見舞二付書狀) 二月三日 山村甚兵衛良喬(花押)↓
 ⑪⑮ (年始御祝詞二付書狀) 正月一五日 千村平右衛門頼久(花押)↓
 ⑪⑯ (年始御祝詞二付書狀) (年欠) 石河沓岐守 ↓ ※後欠。
 ⑪⑰ (寒中御見舞二付書狀) 二月三日 渡辺図書頭貞綱(花押)↓
 ⑪⑱ (寒中御見舞二付書狀) 二月一六日 志水甲斐守忠喬(花押)↓
 ⑪⑲ (寒中御見舞二付書狀) 二月二八日 山村甚兵衛良喬(花押)↓
 ⑪⑳ (寒中御見舞二付書狀) 二月二八日 石河甚太郎政典(花押)↓

※綴から剝離して挟み込まれている。

番 号 表 題

石河家文書目録(五)

二〇

年月日 差出(作成)↓宛所

- (130) (年始之御祝詞ニ付返札) 二月二日 石河佐渡守(花押)↓伊東左京大夫様 御報
- (131) (年始之御祝詞ニ付返札) 正月二五日 成瀬隼人正正典(花押)↓
- (132) (寒中御機嫌伺并上様御下坂等ニ付書状) 二月二日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
- (133) (暑中御機嫌伺ニ付返札) 六月二日 山澄主税龍昭(花押)↓石(河)佐渡守様
- (134) (年頭御祝儀并上様御上洛等ニ付書状) 正月元日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
- (135) (寒中御機嫌伺ニ付書状) 二月二日 津田太郎兵衛寛饒(花押)↓石(河)佐渡守様
- (136) (年始之御祝詞ニ付書状) 正月七日 坂本小大夫直諒(花押)↓
- (137) (暑中御見舞ニ付書状) 閏五月二九日 鈴木丹後守重到(花押)↓石河太八郎様
- (138) (御婚姻御祝儀ニ付書状) 九月一七日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)太八郎様
- (139) (年始之御祝儀ニ付書状) 正月二日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
- (140) (暑中御機嫌伺ニ付書状) 閏五月二九日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)太八郎様
- (141) (諸大夫被仰付候儀御風聴上度ニ付書状) 二月二六日 志水甲斐守忠平(花押)↓石(河)佐渡守様
- (142) (大納言様御供ニ而知恩院御宿陣江著仕候儀ニ付書状) 一〇月二七日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様
- (143) (年始之御祝詞并二之丸炎上等異変出来之儀ニ付書状) 正月二日 津田太郎兵衛寛饒(花押)↓石河佐渡守様
- (144) (寒中御機嫌伺并大納言様議定職御免之儀ニ付書状) 正月七日 津田太郎兵衛寛饒(花押)↓石河佐渡守様
- (145) (真鴨等拝領物之儀ニ付書状)
- (146) (年始之御祝儀ニ付書状) 正月七日 竹腰兵部少輔正富(花押)↓石河太八郎様
- (147) (暑中御見舞ニ付返札) 六月一六日 下條庄右衛門正從(花押)↓石河太八郎様 貴報
- (148) (余寒之節御機嫌伺ニ付書状) 正月二四日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)太八郎様 参人々御中
- (149) (御鏗様御婚姻御祝儀ニ付書状) 八月二七日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)太八郎様 参人々御中
- (150) (養方妹縁組願之通相濟候儀ニ付書状) 閏五月二日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)太八郎様 参人々御中
- (151) (再縁組御祝儀ニ付書状) 七月二日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)太八郎様 参人々御中
- (152) (寒中御機嫌伺ニ付返札) 二月二七日 山澄右近龍官(花押)↓石(河)佐渡守様 御請
- (153) (九日市場村知行所江被成下御暇ニ付書状) 閏八月一〇日 成瀬内記正敦(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (154) (年頭御祝儀并戸山御屋敷近火之儀ニ付書状) 正月一七日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様 御請
- (155) (暑中御見舞ニ付書状) 六月一六日 下條庄右衛門正從(花押)↓石河太八郎様 参人々御中

形態・数量

〔尾藩石河書狀 下〕

- (甚寒之節御機嫌伺ニ付書狀) 一月二日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)太八郎様 参人々御中
- (尾江罷登相動候御事ニ付書狀) 一〇月二日 渡辺半九郎寿綱(花押)↓石河佐渡守様 他一名
- (余寒之節御機嫌伺ニ付書狀) 正月一六日 鏡島朋吉郎(花押)↓石(河)佐渡守様 人々参
- (暑氣御見舞ニ付書狀) 六月二日 鈴木丹後守重到(花押)↓石河太八郎様 人々御中
- (余寒之節道中御機嫌伺ニ付書狀) 正月一六日 石河竹次郎正基(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (主上崩御ニ付書狀) 正月一七日 津田太郎兵衛寛饒(花押) 他一名↓石河佐渡守様 参人々御報旁
- (年始御祝儀申上度ニ付書狀) 正月二日 津田太郎兵衛寛饒(花押)↓石河佐渡守様 参人々御中
- (御刀腰拝領ニ付書狀) 七月二七日 下條庄右衛門正從(花押) 他一名↓石河佐渡守様 貴報旁
- (向暑之節御機嫌伺ニ付書狀) 五月二日 渡辺半九郎寿綱(花押) 他一名↓石河佐渡守様 参人々御中
- (大納言様御上京御供仕候儀ニ付書狀) 七月二七日 下條長門守正從(花押) 他一名↓石河佐渡守様 参人々貴報旁
- (御前御鞍笠拝領ニ付書狀) (年不詳) 後欠。

(幕末期)

- ① (改年之御慶ニ付書狀) 正月二三日 山村甚兵衛良醇(花押)↓石河太八郎様 御報
- ② (御目付被仰付ニ付書狀) 二月六日 兼松又兵衛正昭(花押)↓石(河)太八郎様 参人々御中
- ③ (道中無滞旅行下着ニ付書狀) 三月七日 梯崎八右衛門忠之(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- ④ (西洋砲術等年来心懸厚格別出精ニ御書院番頭格被仰付ニ付書狀) 九月二日 上田帶刀仲敏(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中

※綴から剝離して挟み込まれている。

- ⑤ (海岸防御筋之御用向骨折相動候由ニ而拝領物被仰付ニ付書狀) 二月二八日 神田平次右衛門正雄(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- ⑥ (前大納言様御供罷登出精相動候由ニ而拝領物被仰付ニ付書狀) 七月二日 間嶋萬治郎冬道(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- ⑦ (東西鉄御門組頭詰切御番被仰渡物頭以下在勤中一統御役引ニ付書狀) 閏四月 吉田唯次郎 他三名↓
- ⑧ (御蒙中御覧ニ付書狀) 九月二日 渡辺兵庫入道規綱(花押)↓石(河)佐渡守様
- ⑨ (御側御用人並被仰付ニ付書狀) 一〇月七日 内藤喜左衛門英正(花押)↓石河佐渡守様 参人々御中
- ⑩ (隠岐守様御逝去ニ付書狀) 一〇月二日 津田太郎兵衛寛饒(花押)↓石河佐渡守様
- ⑪ (養父隠居家督相続ニ付書狀) 一月六日 鈴木鍵治重英(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- ⑫ (小十人組頭被仰付度御願ニ付書狀) 二月 新御番組目付 大窪太兵衛↓
- ⑬ (寒中御見廻ニ付書狀) 一月一六日 津田太郎兵衛寛饒(花押)↓石河佐渡守様 御報
- ⑭ (年頭御礼ニ付書狀) 正月六日 出口新左衛門篤行(花押)↓杉山弥一左衛門様 他四名

- (15) (年始御祝儀ニ付書状) 正月二日 松原新七直富(花押)↓堀田郷右衛門様 他一名
- (16) (麴町御屋敷奉行被仰付ニ付書状) 九月一三日 城田岩藏清満(花押)↓岡田助五郎様 他一名
- (17) (年頭御礼ニ付書状) 正月六日 出口新左衛門篤行(花押)↓杉山弥一左衛門様 他四名
- (18) (御番御医師並被仰付ニ付書状) 二月二四日 八巻兆春晋(花押)↓堀田郷右衛門様 他一名
- (19) (御番御医師並被仰付ニ付書状) 二月二四日 諏訪春庵頼善(花押)↓堀田郷右衛門様 他一名
- (20) (年始御祝儀ニ付書状) 正月二日 井田鉄六郎秀政(花押)↓堀田郷右衛門様 他一名
- (21) (戸山御屋敷奉行並被仰付ニ付書状) 九月一三日 松岡定藏當則(花押)↓岡田助五郎様 他一名
- (22) (年始御祝儀ニ付書状) 正月二日 岩間永也昌長(花押)↓杉山弥一左衛門様 他三名 参人々御中
- (23) (御目付被仰付ニ付書状) 二月六日 松田友次郎英保(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (24) (年始御祝詞ニ付書状) 正月二八日 渡辺肥後守孝綱(花押)↓石(河)佐渡守様 御報
- (25) (撰津守様御用人並被仰付ニ付書状) 二月六日 寺山虎助吾蔓(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (26) (年始御祝儀ニ付書状) 正月二日 小笠原三郎右衛門長春(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (27) (寒氣御尋ニ付書状) 二月一四日 山澄直三郎功(花押)↓石(河)佐渡守様 貴答
- (28) (御一字御頂戴御官位御用向骨折相勤候由ニ而拝領物被仰付ニ付書状) 二月二日 磯田喜傳次雅道(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (29) (年始御祝儀ニ付書状) 正月二日 渡辺半九郎壽綱(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (30) (年始御祝儀ニ付書状) 正月二日 磯野半左衛門以成(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (31) (年始御祝儀ニ付書状) 正月二日 安井八郎右衛門起(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (32) (年始御祝儀ニ付書状) 正月二日 武野新右衛門信邦(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (33) (御簾中様御用人並被仰付ニ付書状) 二月二日 鈴木内藏重威(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (34) (旧臘諸大夫就被仰付御礼ニ付書状) 正月二五日 間嶋権右衛門成之(花押) 他一名↓石(河)佐渡守様
- (35) (年始御祝儀ニ付書状) 正月二日 野崎一学兼良(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (36) (鈴木内藏跡定詰御先手物頭被仰付ニ付書状) 二月二日 内藤帯刀能弘(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (37) (年始御祝詞ニ付書状) 正月二日 鈴木丹後守重到(花押)↓石(河)佐渡守様 御報
- (38) (年始御祝詞ニ付書状) 正月一八日 高木鑄壽丸貞榮(花押)↓石(河)佐渡守様
- (39) (年始御祝儀ニ付書状) 正月二日 磯野三右衛門以寧(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中

- (40) (年始御祝詞二付書狀) 正月二日 鈴木嘉十郎重熙(花押)↓石河佐渡守様 貴報
- (41) (年始御祝儀二付書狀) 正月二日 成田六郎左衛門喜楠(花押)↓石河佐渡守様 参人々御中
- (42) (寿操院様御用役被仰付二付書狀) 二月二日 佐々左京成壽(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (43) (寿操院様御用人本役被仰付二付書狀) 二月二日 児玉左内氏雅(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (44) (暑氣御見廻二付書狀) 七月七日 鈴木嘉十郎重熙(花押)↓石河佐渡守様 貴報
- (45) (町奉行格被仰付二付書狀) 二月二日 磯田喜傳次雅道(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (46) (年始御祝儀二付書狀) 正月一日 石河主計賢綱(花押)↓石河佐渡守様 貴報
- (47) (御広敷御用人並被仰付二付書狀) 二月二日 小出半右衛門重德(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (48) (御相統御用向等骨折相動候由二而拝領物被仰付二付書狀) 二月二日 寺山鍋藏正貫(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (49) (御相統御用向等骨折相動候由二而拝領物被仰付二付書狀) 二月二日 神田平次右衛門正雄(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (50) (就入寒御様体奉伺度二付書狀) 二月七日 梯崎八右衛門忠之(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (51) (年始御祝儀二付書狀) 正月一日 渡辺新左衛門維綱(花押)↓石河佐渡守様 御報
- (52) (秀磨様御家老被仰付二付書狀) 三月八日 兼松源兵衛正順(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (53) (寒中御見廻二付書狀) 二月二日 石河美濃守貞大(花押)↓石河佐渡守様 人々御中
- (54) (三澤謙三郎留書見習被仰付御礼二付書狀) 三月五日 三澤謙藏和登(花押)↓石(河)佐渡守様
- (55) (寒中御見廻二付書狀) 二月二日 石河老岐守貞明(花押)↓石河佐渡守様 人々御中
- (56) (年始御祝儀二付書狀) 正月二日 高木佐十郎秀林(花押)↓石河佐渡守様 参人々御中
- (57) (年始御祝儀二付書狀) 正月二日 永田源三郎尚寧(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (58) (年始御祝儀二付書狀) 正月二日 梯崎八右衛門忠之(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (59) (御手筒頭格被仰付二付書狀) 二月一日 青山辰之丞許之(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- (60) (寒氣御見廻二付書狀) 二月一日 鈴木丹後守重到(花押)↓石河佐渡守様 御報
- (61) (寒氣御見廻二付書狀) 二月一日 山澄右近龍官(花押)↓石河佐渡守様 御報
- (62) (寒中御見廻二付書狀) 二月二日 渡辺肥後守孝綱(花押)↓石河佐渡守様 御報
- (63) (年始御祝詞二付書狀) 正月二日 山村甚兵衛良醇(花押)↓石河佐渡守様 御報
- (64) (寒中御見廻二付書狀) 二月一日 石河主計賢綱(花押)↓石河佐渡守様 貴報
- (65) (年始御祝詞二付書狀) 正月 石河佐渡守光晃(花押)↓松平封馬守様 人々御中
- (66) (御足高五百石被下置二付書狀) 正月一日 津田太郎兵衛寛饒(花押)↓石河佐渡守様 他二名 参人々御中

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

二四〇

〔御国御座元御用書付 石河文書〕

*最初に袋(上書「御国御座元御用」と紙片「御用番所取扱ノ反古上使阿部出雲守殿」とあり)が綴じ込まれている。

- ⑥7 (寒中御容体御窺ニ付書状) 一二月一四日 上部左近末善(花押)↓御用人御衆中
- ⑥8 (御広敷物頭格被仰付ニ付書状) 九月二四日 松田友次郎英保(花押)↓石(河)佐渡守様 参人々御中
- ① (上使阿部出雲守殿御越之節御使被仰付ニ付書付) (江戸中期)
- ② (上使阿部出雲守殿御越之節御使被仰付ニ付書付) (江戸中期)
- ③ (上使阿部出雲守殿御越之節御馳走役被仰付ニ付書付) (江戸中期)
- ④ (上使阿部出雲守殿御越之節御馳走役被仰付ニ付書付) (江戸中期)
- ⑤ (上使江之御料理等役務ニ付書付) (江戸中期)
- ⑥ (上使金谷御本陣御着之旨申上ニ付書付) (江戸中期)
- ⑦ (上使新居・池鯉鮒宿到着ニ付書付) (江戸中期)
- ⑧ (上使御盆事有之衆成瀬隼人正他書上) (江戸中期)
- ⑨ 登休泊之覚 (江戸中期)
- ⑩ 享保十巳五月十四日 御在国日帳書抜 享保一〇年五月一四日 ※五月二日・五月八日付の日帳書抜もあり。
- ⑪ 尾州江召連候人数之覚 五月朔日
- ⑫ 池鯉鮒召連候人数(書上) 五月朔日
- ⑬ 御城内江召連候人数(書上) 五月朔日
- ⑭ 上使阿部出雲守殿御越之時御使並所々御馳走人役付之覚 (江戸中期)
- ⑮ 享保七壬寅正月二日 御城御謠初書抜 享保七年正月二日
- ⑯ (御宮御仏殿江御名代相勤候ニ付書付) 享保九年七月
- ⑰ 諸上町中在々並寺杜輩ニ惣触之義申渡所々(書付) (江戸中期)
- ⑱ (年寄衆御伺ニ付書付) (江戸中期)
- ⑲ (七里ニ付書付) (江戸中期)
- ⑳ (御在国之節年頭御用番覺書付) (正月元日〜六日)
- ㉑ (年頭独礼之寺杜書上) (江戸中期)
- ㉒ 御太刀折紙御披露之次第 (江戸中期)

横綴 一

- ②③ (月忌仏事ニ付書上) (江戸中期)
- ②④ 正月御名代之覚 (正月) (享保一〇年カ)
- ②⑤ (御在国御用番取扱覚書付) (享保一〇年カ)
- ②⑥ 円覚院様十七回御忌御法事ニ付書付 (七月) ※円覚院様は四代藩主徳川吉通のこと。
- ②⑦ (御宮舞樂相濟候ニ付書付) (享保一〇年)
- ②⑧ (御在国御用番取扱ニ付書付) (江戸中期)
- ②⑨ (御飛脚ニ付条々) (江戸中期)
- ③① (御鷹之鶴被進ニ付書状) 一一月一六日 奥田仙右衛門↓石(河)出羽守様
- ③② (御使者応対ニ付書付) (江戸中期)
- ③③ 覚(宿次奉書御添状返報ニ付書付) (一一月一七日) 奥田仙右衛門
- ③④ (狩衣ニ而供奉之節覚書) (江戸中期)
- ③⑤ (御宮御参詣ニ付覚書) (江戸中期)
- ③⑥ (御宮御参詣供奉ニ付覚書) (江戸中期)
- ③⑦ (御簾之御役・御緒太之御役ニ付書付) (享保期)
- ③⑧ (御参府ニ付御発駕以後七里定格) (江戸中期)
- ③⑨ (御発駕ニ付諸例相尋候儀申達) (江戸中期)
- ④① (御発駕ニ付諸例書上) (江戸中期)
- ④② (御国御座元御用書付) (江戸中期)
- ④③ (御在国之節福嶋江出候奉書判鑑到来之節御取扱之留) (江戸中期)
- ④④ 御用人方留書拔 (江戸中期)
- ④⑤ 上下着用日(ニ付書付) 享保八年六月
- ④⑥ 御在国之節御精進日年寄中登城有無之覚 酉三月
- ④⑦ (御在城之節出火之時之覚) (江戸中期)
- ④⑧ 諸士伊勢参宮並湯治等之御暇被下置候分ケ奉伺相極候覚 (江戸中期)
- ④⑨ 御役替呼出シ之大格 享保一二年八月
- ④⑩ (年頭御社参御仏参之節年寄中供奉諸大夫之筈ニ付書付) 丑九月
- ④⑪ 於御国御社参・御仏参之節供奉之年寄中装束之定 享保八年

番号表題

年月日

差出(作成)宛所

形態・数量

三四

〔大道寺玄蕃書狀外 石河文書〕

(江戸後期)

横綴

一

三四三

〔幕末京都書付〕

(文久、慶応年間)

横綴

一

- ⑤⑥ (御用人より御参詣ニ付差出書付) 享保二二年七月
- ⑤⑦ 御宮御仏殿方江御参詣ニ付御旧例江御出之節(装束次第) (江戸中期)
- ① (表坊主衆より一統内願之儀ニ付書狀) 一二月二四日 大道寺玄蕃より石川太郎八様
- ② (建中寺供奉相勤申候事前々之通大寄合一統ニ付書狀) (天明八年カ)
- ③ (御足袋願之儀相濟候旨御礼御目付迄申述候ニ付書狀) 三月一六日 (玉置)小平太より(石河)太郎八様
- ④ (石河太郎八明倫堂出精之段老衆江申聞ニ付書付) 一二月一九日 石河太郎八より
- ⑤ 諸達等渡し方心得 石川理太郎より中村勤右衛門 他一名
- ⑥ 天明六年 明倫堂出席之覚 天明六年一二月二八日 石河太郎八より
- ⑦ (公儀・御家・紀州・水戸御代々戒名命日書上) (江戸後期)
- ⑧ (足袋着用願之儀ニ付書付) (江戸後期)
- ⑨ (石河太郎八火事場江罷越之趣御側大寄合申上ニ付書付) (江戸後期)
- ⑩ (石河初治郎御目見之口上書書拔) 二月朔日
- ⑪ (石河太郎八様御目見之節御敷居内之儀ニ付書拔)
- ① 写(孝明天皇大和行幸并親征宣布) 文久三年八月一三日 ※朱書の付箋「文久三戊以降京都事件」の貼り付けあり。
- ② 聞書(孝明天皇親征ニ付禁裏附同心より申聞) (文久三年八月)
- ③ 朝廷(廷)より御沙汰之写(將軍家茂江一橋慶喜名代諸事指揮之儀ニ付) 一〇月一三日
- ④ (中山備前守上坂より水戸家情勢之儀書付) (慶応二年)七月
- ⑤ (水戸表形勢不容易儀ニ付書付) (慶応二年)七月
- ⑥ (御参内之大名書上并諸事書上) (文久三年二月一六日、一八日)
- ⑦ 海附懸り御用番江薩州より差出候届書之写(生麦事件之儀) (文久二年)閏八月二五日 松平修理大夫内 西筑右衛門
- ⑧ (攘夷期限決定ニ付書付) (文久三年)四月
- ⑨ 写(孝明天皇大和行幸并親征宣布) (文久三年八月一三日) ※細目①と同内容。
- ⑩ 拒絶之事来廿三日期限之処延引之次第委曲言上之事 (文久三年)四月二〇日 (徳川)家茂
- ⑪ (昨夜姉小路少将刃傷之儀有之ニ付市中諸門固之旨書付) (文久三年)五月二〇日

- ⑫ (徳川齊昭江贈從二位權大納言之旨書付) (文久二年)閏八月五日 上使(水野)和泉守↓水戸様(徳川慶篤)江
- ⑬ 九月六日 被仰出御書写(急御用ニ付上京之儀) 九月六日
- ⑭ 八月十一日夜 被仰出御教書写(孝明天皇大和行幸并親征宣布) (文久三年)八月二日
- ⑮ (戊午以来国事ニ死スル者靈魂招集葬礼等之御沙汰書) (文久三年)八月二日
- ⑯ (中山備前守上坂ニ付水戸家情勢書付) (元治元年)七月
- ⑰ (常葉山集会引払後水戸家情勢書付) (慶応三年)正月二日
- ⑱ (朝比奈弥太郎宅等江集会之者書上并水戸家情勢書付) (慶応二年)二月一日
- ⑲ (五奸・五正ニ付水戸家情勢書付) (慶応二年)
- ⑳ (東海道筋旅金差引高書上) 一〇月 宮川勘二郎・大関弥七郎
- ㉑ 覚(金錢受取ニ付) 九月二五日 三州岡崎牧町舩六↓上
- ㉒ 覚(金錢受取ニ付) 九月二四日 遠州池田酒屋↓上
- ㉓ 覚(金錢受取ニ付) 九月二六日 みの長↓上様
- ㉔ (毛利大膳父子裁許致違背候付書付) 七月四日
- ㉕ (追放者等名前書上) (幕末期) ※水戸家関連。
- ㉖ (名前書上) (幕末期) ※水戸家関連。
- ㉗ (水戸家情勢書付) (慶応二年)
- ㉘ (参政等名前書上) (幕末期)
- ㉙ (水戸家情勢書付) (慶応二年)
- ㉚ (元参政渡辺半介死去ニ付書付) 六月二八日
- ㉛ 覚(金錢受取ニ付) 九月二八日 肴屋弥五右衛門↓上様
- ㉜ 覚(金錢受取ニ付) 九月二八日 岡崎伝馬町 糸や惣兵衛↓上
- ㉝ 覚(金錢受取ニ付) 一〇月二二日 児玉代右衛門・宮田忠次郎↓宮郁二郎様
- ㉞ 覚(返納殘金差引) (幕末期)
- ㉟ (路銀書上) (幕末期)
- ㊱ (往来払・手当金等問合ニ付書付) 一〇月
- ㊲ 覚(金錢受取差引金返上ニ付) 一〇月二二日 (宮田)忠次郎↓宮川様
- ㊳ 覚(金錢受取ニ付) 辰五月三日 金谷宿 田中屋権三郎(黒印)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三四三

〔石河文書 坤〕

(江戸後期)

横綴

一

- ③⑨ 覚(金銭受取ニ付) 九月二日 浜松宿 岡忠平
- ④⑩ (蛮夷之儀ニ付兼而之叡慮申達) (文久二年)四月七日
- ④① 薩州江被下候勅書写(英艦掃撃ニ付) (文久三年)七月 ↓松平修理大夫(島津茂久)
- ④② (殿下・閣下等名前書上)
- ④③ (御所内触等書付) (文久三年)二月二七日・二八日
- ④④ (孝明天皇大和行幸延引ニ付書付) (文久三年八月一日~二日)
- ① (御役米本役御差出不及旨御礼口上之儀ニ付書状) 正月一〇日 高野瀬小左衛門↓深尾倭兵衛様 他一名
- ② (御在宅年限中御役米本役御差出不及旨達書) 正月一〇日 高橋司書↓石河太八郎殿
- ③ (病氣之為同姓李左衛門儀万端世話被仰出之節御礼申上ニ付御口上振) 石河太八郎使者何之誰
※端裏書「御月番御宅江之御使者御口上振」。
- ④ (同姓太八郎病氣之為家事取締方等世話申付ニ付達書) 二月一五日 石河李左衛門
- ⑤ (石河太八郎病氣之為同姓李左衛門江家事取締方等申付ニ付達書) 二月一五日 石河太八郎家老共
- ⑥ (病氣之為同姓李左衛門江家事取締方等世話家風取札之儀今日申渡ニ付達書) 二月一五日 石河太八郎
- ⑦ (公私之借財夥數十ヶ年他所地廻御使等勤品御赦免等之儀ニ付願書) 石河太八郎
- ⑧ (勝手向不如意十ヶ年諸役御免之儀願之通被仰付等之儀ニ付達書) 二月一八日 石河太八郎
- ⑨ (公私借財増長之儀不束之至ニ思召候趣達書) 二月一八日 石河太八郎
- ⑩ (司書殿之白木状箱御届ニ付覚) 正月一〇日 大道寺孫藏↓石河太八郎様
- ⑪ (諸役所返納金上納年延等ニ付願書) 石河太八郎
- ⑫ 覚(勝手向収支勘定ニ付)
- ⑬ (先達御内談之儀ニ付書付式通達書) 二月一八日 高橋司書↓石河太八郎殿
- ⑭ (公私借財増長之儀不束之至ニ思召候趣達書并添書写) 二月一八日 石河太八郎
※本状と高橋司書差出・石河太八郎宛添書写との二通を継いでいる。
- ⑮ (石河太八郎殿借用金在所住居年限中返納高差引之訳書付)
- ⑯ (諸役所御返納金当年分年延相成ニ付達書) 二月二六日 小瀬新右衛門↓石河太八郎様
- ⑰ (在邑年限中諸借用金返済方申渡書上) ※端裏書「頭書」。

〔石河文書 乾〕

(江戸中期)

横綴 一

- ⑮ (文化十二年 水災之節拝借金之内子丑年分返納金未納ニ付申渡書付) 二月五日 小瀬新右衛門↓石河李左衛門様
- ⑯ (太八郎殿拝借御囲米代返上年延元利勘定ニ付覚)
- ⑰ (御側寄物金・御囲米拝借共返納方ニ付達書) 卯(文政二年)十一月二日 ↓石河太八郎殿
- ⑱ (石河太八郎殿知行所濃州駒塚村江借渡候役所金取立方之儀申達候書付) (文政二年)六月 御船奉行↓
- ⑲ (囲米拝借役所拝借金返納ニヶ年年延ニ付達書) ※前欠。
- ① (大猷院様代霊仙院様牛込済松寺江御志遣之儀ニ付書状) (元禄二二年) 五条覚性院 他二名↓さい松寺殿
※端裏書「五条覚性院・とよた養寿院・平尾禪雲院・さい松寺まいるかしく」。関連の付紙に「元禄十二卯年二月十一日 尾張中納言殿泰心院公方為大猷院様而霊仙院様之御志ニ而祠堂物被遣時之連署 尾張様々祠堂金之帳」「霊仙院牛込済松寺江御祠堂金御附被遊候節老女方奉文之写」とあり。霊仙院様は三代將軍徳川家光(大猷院様)の息女で、尾張藩第二代藩主徳川光友の簾中。
- ② (貴殿御暇願ニ付内々書状) 二月一八日 金剛王院僧止↓浅川久之丞殿 ※端裏書「金剛王院牛久之丞へ状」。
- ③ (儉約ニ付御家中例月出仕減少之儀達書) ※貼紙あり。
- ④ (足輕以上当年五月三日出仕ニ付触) (享保一四年)
- ⑤ (今度二之丸御二方様御祈願所被仰付儀等ニ付書状) 一月一五日 金剛王院僧止↓浅川久之丞殿
- ⑥ (旧冬浅川久之丞御暇願之儀ニ付書状) 正月晦日 金剛王院僧正覚源(花押)↓石川(河)隠岐守様
- ⑦ (御つほね之書上)
- ⑧ (浅川久之丞直扶持人ニ罷成度ニ付書付) (江戸中期) ※浅川久之丞は石河隠岐守の家来。
- ⑨ (其許家頼浅川久之丞江御暇被遣御礼等ニ付書状) 二月一八日 金剛王院僧正覚源(花押)↓石川(河)隠岐守様
※包紙あり。
- ⑩ (其許家来浅川久之丞江戸御直御奉公仕度御暇願ニ付書状) 一月一五日 金剛王院僧正覚源(花押)↓石川(河)隠岐守様
※包紙あり。
- ⑪ (宗派書札礼覚書)
- ⑫ (妙心寺派由緒書)
- ⑬ (宗派覚書)
- ⑭ (当五月 加藤左近大夫正当命日ニ代参差立ニ付書状) 五月二五日 蘭溪知圭↓梶山奥内殿 他一名
- ⑮ (撰州門戸村岡田神社委細取調ニ付達書) 五月
- ⑯ (浅野弥市右衛門指出帳ニ付覚書) 正徳二年一月

番 号 表 題

石河家文書目録(五)

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三〇

- ①7 (乙津寺) 先頃借越候縁起差戻之節承度ニ付覚書
- ①8 寺社帳書拔(蓮花寺ニ付) 享保一四年四月
- ①9 (比丘尼惣持寺由緒書) 七月二二日 池鯉鮒七里
- ②0 (御宮熱田聖堂名代勤向覚)
- ②1 (正徳三年四月十五日) 御祭礼之節御用番ニ付書付 (正徳三年四月)
- ②2 (拝見所へ出候時分御目付江申聞之儀ニ付懷中覚書) 端裏書「懷中覚書」。
- ②3 (浦々高札相建候儀ニ付書付) ※後欠。
- ②4 例(御法事之儀被仰出節寺社奉行勤向ニ付)
- ②5 (山城守様没後位牌相応寺江差置候ニ付書付) 寛延元年九月一二日
- ②6 (御城近所火事之節本丸火事番等勤向書付)
- ②7 乍憚口上書を以申上候(山城守様御遺体城州公御取立之寺ニ合祀ニ付) (相応寺)
- ②8 (惣持寺朱印高等ニ付書状) 六月二四日 由良弥左衛門↓関道隆様 ※端裏書「御用意」。
- ②9 (浅川久之丞御直御奉公御願ニ付覚書) ※「浅川家系図」あり。
- ③0 當時在尾州大寄合(横井吉之進他三名書上)
- ③1 来十一月廿七日 晃禪院様廿三回御忌速夜百部御法事読経刻付等覚 一〇月
※晃禪院様は六代藩主徳川継友のこと。貼紙に「此書付其御地ニ而者未被仰付候も難計候間触切紙来ル迄者広ク他見無用時刻之儀計ハ不苦候」とあり。包紙あり。
- ③2 晃禪院様廿三回御忌速夜御法事之節御寺詰勤向ニ付書状 一一月六日 同(石河)伊賀守↓石河太郎八殿
※端裏書「内心得ニ可成覚書付三通」。
- ③3 (御経之節本堂詰方等ニ付書状) ※前後欠。
- ③4 (晃禪院様法事中勤向覚)
- ③5 (道筋様子等覚書) 八月一五日 そもじ↓
- ③6 未八月十五日辰上刻御出日置御下屋敷江被為入御前御供(書付) (八月一五日)
- ③7 (旦那様・奥様遊行之節様子覚書)
- ③8 両御目付御国返之節諸所御請取御馳走之衆付立能勢小太郎様御振返被召寄衆書立之写
- ③9 (中山道旅宿行程覚) (宝永四年三月↓享保三年四月) ※木曾道中の宿場名等の記載あり。
- ④0 (名古屋桑名迄行程覚)

- ① (御知事様御進退ニ付書付) 七月一四日
- ② (御発駕之儀ニ付書付) 二月二二日
- ③ 内密返答(御帰国之儀ニ付書付) 三月二日 石河出羽守(光茂)↓石河佐渡守(光晃)殿
- ④ (元領知御引渡方等之儀ニ付書付案文) 一〇月二四日
- ⑤ 御返事草案 七月一五日
- ⑥ (御返事草案) (一〇月)
- ⑦ (受封之御判物朝廷江奉差上候書付案文) (一一月)
- ⑧ 公務覚
- ⑨ (無上之御大事之件ニ付書付案文) 六月二三日
- ⑩ (受封之御判物朝廷江奉差上候ニ付書付案文) 一一月
- ⑪ (伝奏衆御使之事ニ付書付)
- ⑫ (昨年受封之御判物朝廷江奉差上候ニ付書付案文) 一一月
- ⑬ 日誌抜書
- ⑭ 演舌覚 六月 石河太八郎
- ⑮ 内事返答(書付)
- ⑯ (御知行高御返上之儀ニ付書付) 六月九日 (志水)甲斐↓(石河)佐渡様 御報
- ⑰ (御歴代之墓所并私共先祖之墓所管轄必定ニ付書状) 大雄院輝筵↓槐元秀尹殿 尊下
- ⑱ (脱籍之儀ニ付書付) 七月
- ⑲ 御達之覚(村々高帳差出候ニ付)
- ⑳ (御発駕御供ニ付書付) (一一月朔日) 石河佐渡守(光晃)↓出羽守(石河光茂)様
- ㉑ (石家之儀是先如何可相成哉ニ付書付) (五月) 石河竹次郎 他一名
- ㉒ (本家佐渡守領知宅万石之儀ニ付御伺) (五月)
- ㉓ (御講懸金口数書上)
- ㉔ 覚(御講懸金減方ニ付)
- ㉕ 覚(御講懸金終会之分ニ付)
- ㉖ (將軍職御讓之儀ニ付御城附内聞書)

番 号 表 題

石河家文書目錄(五)

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

- ②7 (將軍職御讓之儀ニ付奏聞書添状)
- ②8 (將軍職御讓之儀ニ付奏聞書)
- ②9 (獨立諸藩列願上之儀ニ付一件書類)
- ③0 (獨立諸藩列願上之儀ニ付身分確當書)
- ③1 (御判物御改正之儀書類添状) 六月二六日
- ③2 (御判物御改正之儀書類書上) (六月二六日)
- ③3 佐渡守家由緒(書)
- ③4 佐渡守家由緒(書) ※細目③③と同内容。
- ③5 御願書草案 宅(獨立諸藩列之儀ニ付) ※細目②9と同内容。
- ③6 (石河家由緒書草稿)
- ③7 (御判物御改正之儀ニ付再願書草案) (明治元年)
- ③8 (御判物御改正之儀ニ付再願書草案) (明治元年)一〇月 御名↓
- ③9 (御判物御改正之儀ニ付願書) (明治元年)六月 石河佐渡守(光晃)↓
- ④0 (御判物御改正之儀ニ付再願書草稿) (明治元年)一〇月 御名↓
- ④1 朝廷江御願書下書(禄高一付) (明治元年)一〇月 御名↓并事御役所
- ④2 (御判物御改正再願之儀ニ付一札) (明治元年)一〇月 御名↓
- ④3 (御判物御改正再願之節家来共申立之儀ニ付一札) (明治元年)一〇月 御名↓
- ④4 (去々巳年軍資金請書) 辛未(明治四年)二月一七日 石河太八郎↓岐阜県御庁
- ④5 (旧御領地之儀ニ付建白書) 午(明治三年)四月 郷只七郎(印)↓
- ④6 (省中庶務出納掛辞令) 庚午(明治三年)八月 民部省↓大塚周二
- ④7 (庶務司十六等出仕辞令) 庚午(明治三年)八月二〇日 民部省↓大塚周二
- ④8 (廻達請書) 九月二九日 大脇刑部大録↓浅川彦叟様・秋元久馬様
- ④9 (家来大塚周二民部省出仕之儀ニ付届書) (明治三年)八月二四日 石河太八郎↓公用人衆様
- ⑤0 (家来大塚周二民部省出仕之儀ニ付届書) (明治三年八月二四日) ※細目④9と同内容。
- ⑤1 (家来大塚周二民部省江出頭之達請書) (明治三年)八月一九日 石河太八郎↓民部省御役所
- ⑤2 (書付三通請書) 四月二七日 天野良治↓御用人中

- ⑤③ (版籍御一条之儀ニ付書状) 四月二七日 内田善藏↓飯沼五百之進殿 他二名
- ⑤④ (御模様之儀ニ付書状) 四月二三日 内田善藏↓飯沼五百之進殿 他二名
- ⑤⑤ (御用始等之儀ニ付書状) 鈴木小左衛門↓飯沼五百之進殿 他二名
- ⑤⑥ (長州出来二分金之儀ニ付書状)
- ⑤⑦ (長州征伐戦況報告書) (元治元年)六月一五日 井伊掃部頭 ※開封不可。
- ⑤⑧ (温膽湯効能書) 庚子秋
- ⑤⑨ (長州征伐戦況報告書) (元治元年)六月二三日
- ⑥① (毛利大膳大夫父子罪科御裁許請状) 毛利興丸
- ⑥② 六月十九日晝 水野大炊頭本陣芸州口大野村賊兵致炮発接戦中勝利之次第 (元治元年) ↓紀州殿御城附
- ⑥③ 口上(長州出之書物送付之儀ニ付添状) 四月二五日 洛西大雄内方
- ⑥④ (長賊情勢之儀ニ付京師風説書) 一〇月一日
- ⑥⑤ (長防情勢之儀ニ付書付留) (八月・八月二四日・八月晦日) ※細目⑥①↓⑦④は元々一通(統紙)であつたと思われる。
- ⑥⑥ (長防情勢之儀ニ付書付留) (九月)
- ⑥⑦ (長防情勢之儀ニ付書付留)
- ⑥⑧ (長防情勢之儀ニ付書付留)
- ⑥⑨ (長防情勢之儀ニ付書付留) (八月一五日)
- ⑦① (長防情勢之儀ニ付書付留) (八月一三日・八月・八月一三日・八月七日・六月)
- ⑦② (長防情勢之儀ニ付書付留) (六月一六日・六月一〇日)
- ⑦③ (長防情勢之儀ニ付書付留) (七月一三日)
- ⑦④ (長防情勢之儀ニ付書付留) (七月一〇日)
- ⑦⑤ (長防情勢之儀ニ付書付留) (七月・六月二四日・六月一九日)
- ⑦⑥ (寄手御先手惣督御辞退・長防士民歎願之儀ニ付風説書) (七月二一日)
- ⑦⑦ (和州河川荒所之儀ニ付届書) (八月二一日) 津国屋十右衛門↓小嶋権兵衛様
- (日記) (慶応二年八月一二月)

※一四代將軍徳川家茂の葬礼から一橋慶喜の將軍宣下までの記事を書き上げたもの。一紙(統紙)であつたものが六三枚に剥がれて綴じ込まれている。挟み込みの別紙もあり。

- ⑦8 乗順毛附
- ⑦9 御流儀兵法
- ⑧0 御泊(岡崎江江戸迄旅宿并月日書上) (二月朔日、同月一〇日)
- ⑧1 (阿嶋徳之丞他五名名前書上)
- ⑧2 御泊城閣老始宿所ノ記 五月
- ⑧3 (民部省出頭命令) 六月二四日 民部省↓石河太八郎殿
- ⑧4 (府藩県管内寺院取調書差上方之儀ニ付願書) 九月 石河太八郎↓弁官御伝達所
- ⑧5 (府藩県管内寺院取調書差上方之儀ニ付願書) 九月 石河太八郎↓弁官御伝達所
- ⑧6 (元召仕名前肩書認方之儀ニ付伺書) 七月 石河太八郎↓弁官御伝達所 ※細目⑧4と同内容。
- ⑧7 (私御領知高御所置之儀ニ付願書) 六月 石河太八郎↓弁官御伝達所
- ⑧8 (別紙御達之儀ニ付一札) 六月二日 名古屋藩公用人↓石河太八郎様
- ⑧9 (石河家尾州江御附屬時期之儀ニ付答書) 七月朔日 石河太八郎内 飯沼五百之進↓
- ⑨0 (別紙御達之儀ニ付一札) 七月二日 名古屋公用人↓石河太八郎様
- ⑨1 (弁官御用之次第承知之儀ニ付書状) 六月四日 公用人↓石河太八郎様
- ⑨2 記(御達書・添翰請書) 七月二九日 名古屋藩公用人↓石河太八郎様
- ⑨3 御廻順(書上)
- ⑨4 (東條信耕著書発行停止之儀ニ付御達書) 辛未(明治四年)四月 笠松県庁
- ⑨5 (別封御請書) 六月二四日 公用人↓石河太八郎様
- ⑨6 (弁官御伝達所別紙御達御請書) 九月二五日 石河太八郎
- ⑨7 (弁官御伝達所出頭之儀ニ付御達御請書) 九月二五日 石河太八郎↓弁官御伝達所
- ⑨8 (出頭命令書) 六月一九日 弁官御伝達所↓名護(古)屋藩公用人
- ⑨9 (民部省6別紙一通請書) 六月二四日 石河太八郎↓公用人衆様
- ⑩0 (民部省6御達取次ニ付一札) 八月一九日 公用人↓石河太八郎殿
- ⑩1 (弁官御伝達所出頭書取次ニ付一札) 庚午(明治三年)六月一九日 名古屋藩公用人↓石河太八郎様
- ⑩2 (弁官御伝達所出頭之儀ニ付御達請書) 六月一九日 石河太八郎

二四六	〔兵書〕(一)〔兵具寸法取扱方等書付〕	(江戸期)	横半	一
二四七	〔兵書〕(二)	(江戸期)	縦	一
二四八	〔兵学書〕	(江戸期)	縦	一
	*〔戰略〕〔用寡〕〔用衆〕〔主戰〕等の項目で構成。			
二四九	〔兵学書〕	(江戸期)	縦	一
	*〔制賦〕〔兵制〕〔職制〕〔編伍〕等の項目で構成。			
二五〇	制賦付土着并武士之本ヲ不忘事	(江戸期)	縦	一
二五一	〔兵学書〕	(江戸期)	縦	一
	*〔幕之事〕〔団之事〕〔采配之事〕〔鞭之事〕等の項目で構成。			
二五二	〔上杉流兵学書〕	(江戸期)	横半	一
二五三	〔兵学書〕	(江戸期)	横半	一
	*〔因結之切紙〕〔小連の事〕〔撃の事〕等の項目で構成。			
二五四	兵法目錄次第	(江戸期)	縦	一
二五五	Juban 風土記(日本風土記)	一八六〇年出版	縦	一
		開成所教授方 堀直之輔訳・同筆記方 植村千之輔筆記		
二五六	〔松見寺記・隨筆ツク々々シ〕	(延享三年八月・天明年間カ)	横半	一
	①(松見寺記) (延享三年八月)			
	②(隨筆ツク々々シ) (天明年間カ)			
二五七	濃水の雪	(江戸期)	横半	一
二五八	和漢新書画展觀目錄	慶応元年八月一四日	縦	一
二五九	籌海私議	(江戸期)	縦	一
	*未定稿と記載。			

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三六〇 須知物品撮録

(江戸期)

縦 一

三六一 「仁」(書上)

*「仁」の意義を解説した書上。

(江戸期)

縦 一

三六二 「松影思鏡」

明治一五年一〇月
二六日写

中須城郡荒戸河沢村 江村治平

縦 一

*天保一二年春に不章施印が記したものを嘉永元年に牛翁が写し、それをさらに写したもの。

三六三 「新版はおれ武士 石河文書」

(元治年間〜明治初年)

縦綴 一

① 新版は折れ武士

② (公儀批判留書) (元治元年カ)

③ (石河家身分ニ付上申書) 七月一九日 石河太八郎家来 吉田喜一郎

④ 弁官江奉伺候書写 石河太八郎↓弁官御伝達所

三六四 言思録(思録)

(年不詳)

縦 一

*罫紙。表紙の裏に「尊園藏」とあり。

三六五 大坂捨文之写

二月一七日

瑞雲院写

横半 一

*書付一通、挟み込みあり。「洗心洞人大塩後葉」とあり。

三六六 老子経通考序 他

(江戸中期)

縦綴 一

① 老子経通考序

② 老子経序

③ 老子経口義序

④ 高才可笑 享保二〇年 宗謙庵以璞

⑤ (大道正理聞書)

⑥ 聞書之返答

三六七 憂天私言

(江戸期)

東武書舗 萬屋兵四郎(著)

縦 一

三六八 忘れかため

(江戸後期〜幕末期)

縦綴 一

① 脱走書類 八月

② 慶応元乙丑冬 永井主水正幕命を以長州下向ノ節先方ヨリ差出候書付 慶応元年

③ (大塩事件一件書上) (三月)

④ (芸州大野村へ上陸関連書類) (六月)

近江国坂田郡八幡東村戸籍帳

(明治初年)

彦根藩

縦

明治六年 第二大区八小区官員名簿

明治六年

中島郡駒塚村年番戸長 今井田次郎助

縦

村高家数人別書上帳

申一二月

蒲生郡南津田村庄屋 忠助 他一名↓大木猪

縦

(戸籍取調書雛形)

(明治九年)

岐阜縣權令 山崎利準

縦

版籍取調書

明治三年一二月

石河太八郎

縦

〔貫属姓名記・駒塚住始貫属士族改名記〕

(明治五年)

縦綴

① 貫属姓名記 (明治五年) 駒塚住貫属戸長 飯沼長行

(明治五年) 駒塚住貫属戸長 飯沼長行 他一名

縦

(濃州安八郡今ヶ渚村) 宗門并人別帳

文久四年三月

三洲縫之助様御知行所 濃州安八郡今ヶ渚村 鈴木重右衛門(印)

縦

(濃州安八郡今ヶ渚村) 宗門人別御改帳

安政五年三月

三洲縫殿助様御知行所 濃州安八郡今ヶ渚村

縦

(濃州安八郡今ヶ渚村) 宗門并人別御改帳

弘化三年三月

三洲錠治郎様御知行所 濃州安八郡今箇渚村

縦

濃州大野郡下岡嶋村宗門御改帳

明治三年三月

庄屋高橋郡兵衛(印) 他一名↓棚橋忠衛殿

縦

石川鞆負知行濃州・摂州之内村々寺社御改帳

正徳二年七月

元三洲縫殿助知行所 濃州安八郡今ヶ渚村 庄屋 陽治郎 他一名↓笠松県御役所

縦

*表紙上書「此帳之料紙中直紙ニ認七月廿三日寺社奉行衆江差出候扣」。

(濃州安八郡今ヶ渚村) 已年宗門人別御改帳

明治二年三月

元三洲縫殿助知行所 濃州安八郡今ヶ渚村 庄屋 陽治郎 他一名↓笠松県御役所

縦

〔宗門人別御改帳〕

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

*表紙上書「明治二年 今ヶ渚村」。

三六 他所人來奉公人雇入仕法

明治二年

大津県

縦 一

*木版。

三二 踊り之定帳

(正徳二年〜享保一五年)

縦 一

三三 〔写 公事訴訟取捌〕

寛保二年四月

縦 一

三四 諸国馬出所地名

(江戸期)

縦 一

三五 〔芝居狂言等興行取締〕

享保八年七月三日

縦 一

*表紙に「享保八年」「尾張」とあり。

三六 領知諸触等究り之趣並領知紺屋瓶年貢不出儀(書上)

(享保一一年〜同一四年)

縦 一

*包紙あり。

三七 太郎八様御用会之節調書〔他〕

(明和元年・天明四年)

〔御用人方〕

縦綴 一

① 太郎八様御用会之節調書 明和元年八月 御用人方

② 天明四年辰三月廿四日 於殿中新御番佐野善右衛門致乱心若年寄田沼山城守殿江手疵為負候右始末之書拔

(天明四年三月)

③ 田沼佐野刃傷一件 附諸色評判記全 (江戸後期)

三八 敵打之次第御城書之写

天明三年一〇月八日

縦 一

*包紙あり。上書「天明三年卯十月八日 敵打之次第御城書之写」。

三九 〔享保以降衣服心得の事・文政八年奢侈御取締御触 其他 (江戸中期・明治初年) 石河記録〕

縦綴 一

① (御紋附被下所持着用ニ付触) (享保年間〜天保年間)

② 文政八酉年 触書写 文政八年

③ (寺社参詣ニ付)書拔

④ 町触写 (明治初年)

三〇 御触状扣帳

宝暦六年五月

縦 一

二三九

御触面写

慶応三年(二月)五月五日)

御徒目付↓山田小平次

縦

一

二三九

武左衛門・友左衛門・宇平太居残リトシ殺生覚(御殺生留)

(江戸期)

縦

一

二三三

八月廿七日 脱走之輩御吟味口書之次第(脱走の輩への申渡シ)

(八月)

縦

一

二三四

町代一件諸願書写

文化一五年正月

縦

一

二三五

雲定日之帳(雨乞定目之帳)

文化三年六月一〇日

縦

一

二三六

踊り定覚帳

寛保二年四月八日

縦

一

二三七

御手本(手習本)

享和元年七月

保高町 尾州甚三郎 小川忠季

縦

一

二三八

〔御黒印規式〕

(幕末期)明治初年)

横綴

一

① (御黒印規式)

② 御乗勒御毛附(乗馬毛附書付)

③ 御用人方覚書(屋敷図付)

④ 諸法度條々 安政六年十一月二八日

⑤ 覚(水戸江御使之留) 水戸御城下於御馳走所御取次役 内藤儀左衛門江

⑥ (朝廷方各藩諸家江系譜等可差出旨仰ニ付書付) (三月二二日) 愛知県下奥山町徳川邸 永田益衛↓岐阜県管下濃州駒塚村 石河光晃殿

⑦ (歴史課国史編纂ニ付諸家系譜差出依頼書) (三月二二日) 永田益衛↓石河光晃殿

〔明曆以降朝鮮信使之留 石河文書〕

(明曆年間以降)

横綴

一

① (朝鮮信使御礼規式御三家御登城ニ付諸事書留) 明曆元年

② (今度朝鮮国ヨリ来聘之信使出京之節人馬覚書并行列図)

③ (上々官以下通信使一行姓名覚書)

④ 正徳元卯 朝鮮人来聘之覚(信使行程覚) (正徳元年七月五日)同二年三月九日)

⑤ (石河太郎八起宿ニ而朝鮮信使御用之節献立等覚)

⑥ (朝鮮信使参上之御屋敷究方ニ付書状) 八月二日 朝比奈平右衛門↓石川伊賀守様

⑦ (朝鮮信使一行惣人数覚書)

⑧ (朝鮮信使登城之節諸儀式次第覚書) (明和元年二月二七日)三月六日)

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

⑨ (石河太八郎朝鮮信使起居昼休御使御越之節御供并持参之品覚) 二月

⑩ 覚(朝鮮信使来朝中納言様御在国之節御馳走之次第指図等ニ付)

⑪ (信使尾張家屋敷御越之節覚書)

⑫ 覚(朝鮮国三使等江之遺物先例ニ付) 八月一三日

⑬ 朝鮮国三使(信使一行人名職名覚書)

一四〇 〔御本丸火けし之埵申遣ス返答〕 (一月・二月)

① (出火之節御城かこひ候様被仰付ニ付書状) (二月三日) 大道寺主馬頭 他一名↓石川伊賀守殿 他二名

② (御城近所出火之節かこひ候火の子ふせき候ニ付書状) (二月朔日) 大道寺主馬頭 他一名↓石川伊賀守殿 他二名

一四二 石川靱負知行所村々百姓並浪人刀改帳 宝永七年二月 (桜井作之右衛門)

*表紙に「濃州奉行桜井作之右衛門方へ差出候留帳 但山本宇左衛門持参」とあり。石川靱負は四代当主石河正章のこと。

一四三 〔享保九年 切支丹類縁改・老歩未上納達 外〕 (享保九年・同一二年)

① (切支丹類縁之者書出之儀ニ付書状写) 九月一五日 右三人↓竹腰阿波守様 他一名

② (老分米御上納遊され候ニ付達) 享保九年

③ (江戸大火により大分之御物入ニ付達) 巳三月

④ (御簡略之儀ニ付達) 未閏正月

一四三 御吉事下調(書) (江戸期)

一四四 町家作間数之帳 (午正月二〇日) 坂野助左衛門(印)

*「新町家作り桁行願墨付之覚」とあり。

一四五 村々人員家数之覚 (江戸期)

① 村々人員家数之覚

② 村々神社之覚

一四六 〔奉書会釈〕 享保一六年

*中表紙に「極秘不許他見 享保十六亥年」とあり。奉書の雛形を書き留めたもの(御三家・中将・少将・侍従・諸大夫・万石以上・遠国奉行・木曾衆・堂上方・摂家衆・清花・内大臣・准大臣・諸家内大臣・諸家准大臣・従一位大納言・右大将・大納言・中納言・宰相・二位・三位・三位中将・殿上人・御門跡方宛)。

横 一

横 一

横 一

横 一

横綴 一

横 一

横綴 一

一四七

〔淑姫御入興一件〕

寛政二年十一月

横綴 一

※淑姫は一代將軍徳川家斉の息女で、尾張藩第一〇代藩主徳川斉朝の簾中。

① 淑姫君様御入興御行列附 寛政二年十一月十五日

② 淑姫君様御入興御式留并御道具御行列附写 (二月十五日)

一四八

武家補任拔書

(慶長二年〜延宝四年)

横 一

一四九

〔延享二年 回状写〕

延享二年

横綴 一

① (將軍宣下ニ付大目付回状写)

(延享二年八月〜十一月)

※八代將軍徳川吉宗の隠居にともなう家重の將軍宣下における総登城の次第や、献上の祝儀物を指示した大目付への回状の写をまとめて書き留めたもの。

② (將軍御代替本丸・西丸御移徙ニ付御城書写)

(延享二年九月二十五日〜十二月十五日)

御城附方

※八代將軍吉宗の隠居と家重への代替わりの次第を御城附が書き留めた写。

③ 覚(国々御料所村々巡見被差遣候付)

(延享二年丑閏二月)

④ (大御所様・上様出御ニ付書付)

(延享二年九月二十五日〜十一月八日)

西丸方

※大御所様は徳川吉宗、上様は九代將軍徳川家重のこと。

⑤ 大御目付石河土佐守殿を諸向江被達候由ニ而御城附共江見せ被申候書付写(供廻り徒之者風俗不宜ニ付相止候儀)

(延享二年)七月二十八日

⑥ 八月七日出七里御来簡之内書拔(松平志摩守殿嫡同姓頼母殿挾箱持之者等紀州渡辺数馬廐之者等口論及刃傷候儀ニ付)

午八月七日

⑦ 兩殿様御供之面々慎心得之儀ニ付御供相勤候御役品之輩江為相触候書付写

七月

⑧ 兩少將様御供之面々慎心得之儀ニ付御供相勤候輩江為申談候書付写

七月

⑨ 供廻り慎之儀ニ付在江戸御家中之輩江為相触候書付写

午七月

一四〇

他家公務御達御指図留書方留書拔(他家公務御達御指図 留)

(享保一三年)

縦 一

一四一

〔琉球人参府ニ付道筋并官名書付写〕

(宝暦一四年)

横綴 一

① 今度参府之琉球人(書上)

(宝暦一四年)

※「琉球人参府ニ付道筋并官名書付写」「江戸朝鮮人ニ付而之書付尾州御馳走懸り帳も入置」「宝暦十四甲申年二月及三月」とあり。六月に明和改元。

② 琉球人登城道筋(書上)

(宝暦一四年)

石河家文書目録(五)

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

	③	今度参府之琉球人(書上)	(宝暦一四年)	※琉球人山城賢彦の歌が記載されている。	
	④	(国王心得教諭ニ付書状)	二月二日	細川越中守↓松平越後守 御報	
		※端裏書「書状之写与して昌庵老御覽之由」「世子御前へ持参被入貸写し置申候」。			
	⑤	(市買江参上琉球人之名前書上)			
	⑥	(漢詩手習)	※書出「白日…………」。落款の写あり。		
	⑦	(漢詩手習)	※書出「清洲…………」。		
	⑧	(漢詩手習)	※書出「恭和…………」。細目⑦とともに綴じ込まれている。		
	⑨	(漢詩手習)	※書出「呈気…………」。落款の写あり。		
	⑩	(漢詩手習) 球陽秀亭書			
	⑪	(漢詩) 球陽鄭章拜	※書出「不佞客歳…………」。落款あり。		
	⑫	(琉球人江下候和歌之儀等ニ付書状)	球陽鄭章觀	※書出「不佞客歳…………」。落款あり。	
	⑬	(漢詩) 中山楊徳□	※細目⑫とともに綴じ込まれている。		
	⑭	(漢詩) ※書出「人間也…………」。			
	⑮	(百五ケンノ法)			
	⑯	(性高院発着時刻覚)			
	⑰	(上々官・上判事等人名覚)			
	⑱	三天々進物(書上)			
	⑲	朝鮮人登城之節出仕之面々供廻り差置候場所之覚	二月	大田三郎兵衛他一名	
	⑳	揖之事(朝鮮人所作ニ付)			
	㉑	(三使々進物覚)	甲申年二月		
二四二		新町屋積覚書			
二四三		[産物一件留]			
	①	産物一件留	安政四年閏五月	御代官役所	縦 一
	②	大平村茂助江産物一件留下	安政六年九月	御代官役所	縦 一
二四四		[諸方道程留]			
				(江戸前期↓後期)	横綴 一

*包紙あり。

横綴 一

横綴 一

縦 一

① 濃州山縣郡植野邑道程(書上)

② 木曾路御登り之節御用書付 宝永八(正徳元)年四月

③ 宝永八卯年 木曾路御登之節御道中江之御飛脚并江戸江七里出之覚 宝永八(正徳元)年 留書奉行

④ (御泊御休之覚) 享保一二年

⑤ (福島等關所通用手形之儀ニ付書付) 山村甚兵衛家来

⑥ 覚(国主居城方至江戸道度等之儀ニ付) 寛文九年五月二六日 ↓北条安房守殿

⑦ (四半之儀御尋ニ付書状) 一月一三日 榊原宗鉄↓石川鞆負様

⑧ (渡場御座候川名村名書上) 三月

⑨ (御供等不束之儀ニ付御糺書付) 文化一四年六月三日・文政一二年九月七日

⑩ 榊原勘解由殿御渡御供書付 亥ノ三月二日

⑪ 出雲守様御供之覚

御金請払勘定帳

(明治二年八月)

横

① 天保三辰十二月 勘定被致人扣 天保三年二月

② 辰十二月 畑小作可取分覚 辰二月

③ 利米残り可取立分(書上)

④ 已年日用之覚 (明治二年)

〔御留守状留書拔・役々御人数割〕

(江戸前期)

横綴

① 役々御人数割

② 寛文九酉年 御留守状留書拔 (寛文九年六月八日〜八月四日)

〔内払勘定書上〕

明治二年八月

横綴

① (御納戸方御請取金内払勘定書上) (明治二年)巳八月 山田治兵衛

② (御納戸方御請取金内払勘定書上下書) (明治二年八月)

〔御在府留〕

(元文四年〜寛保四年)

横

*松平但馬守義淳(八代藩主徳川宗勝)の尾張本家相続にともなう幕府からの問い合わせの書付、「年頭御社参・御代々之御法事御参詣」の書上、および「御子様方御実年」の書上等を記載した留帳。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四九 (御在府留)

(元文五年)

横 一

*「御在府中御召服之儀」に関する書上、「年頭御社参・御代々之御法事御参詣」の書上、および「仲間衆長病ニ而御役代養生被奉願候例」の書き抜き等を記載した留帳。

一四〇 (宝永・正徳・享保尾州御用覚書帳)

(宝永年間〜享保年間)

横綴 一

① 初心尾州御用覚書帳 (宝永三年〜同七年)

② 御用留 (宝永元年〜正徳五年)

③ 同心留書拔 (享保五年)

④ 衣服之定 (子一〇月)

一四二 (晃實様御邸宅一件留)

明治一七年五月

駒邸御家扶

横 一

一四三 (弘化四年御即位ニ而御上京の節御行列附)

弘化四年

横 一

*弘化四年に孝明天皇即位。

一四三 (越後地震聞書)

(寛文五年・嘉永三年)

横綴 一

① (越後国大地震承伝ニ付聞書) (寛文五年五月)

② 入水ニ付潰地改帳 (嘉永三年九月) 南条村三ヶ屋 信重郎(印)↓秋元莊助殿

一四四 (紀州中納言御暇之節覚書)

(元禄〜享保年間)

横綴 一

① 紀州中納言様御暇被進候付所々江申渡候覚書 (宝永年間)

※紀州中納言様は徳川吉宗のこと。

② (紀伊殿熱田止宿之節当番之者共江被下物之儀ニ付書状) 四月四日 岡野石見守↓石川出羽守様 他一名

③ (紀州様熱田御止宿之節日付其外応对方書付) 四月五日

④ (宿泊休泊地之覚) (三月二七日〜四月二一日)

⑤ (紀州様東海道御帰国之節宿泊休泊地之覚) (正徳二年三月二七日〜四月二三日)

⑥ 紀州様御上亥四月六日熱田御止宿御茶屋々敷江被為入候節之覚

⑦ (紀州様御家老方々之飛脚等江被下物之儀ニ付書付) (享保七年) 四月五日 佐藤源左衛門↓石川出羽守様

⑧ (紀州様熱田・佐屋・鳴海御泊御昼休之節応対之儀ニ付書付)

⑨ 元禄十六末年 七里状留書拔(紀州様熱田御止宿之節応対並道橋改等之儀ニ付) 四月二一日

一四五

〔泰心院様御代元禄六四年簡略書付貳通〕

(元禄六年)五月

横綴

*泰心院様は三代藩主徳川綱誠のこと。

※内蔵頭様は紀伊藩第四代藩主徳川頼職のこと。

- ⑩ 元禄十七申年三月 七里状留書拔(紀州様々佐屋御殿番其外江被下物之儀ニ付) (元禄一十七年三月)
- ⑪ 元禄十七中年 七里状留書拔(紀州様熱田御止宿并佐屋御休之節応対之儀ニ付) 三月六日
- ⑫ 宝永二年西四月 七里状留書拔(高林院様熱田御止宿并佐屋御休之節応対之儀ニ付) 四月二十五日
- ※高林院様は紀伊藩第三代藩主徳川綱教のこと。
- ⑬ 宝永二年西七月 七里状留書拔(内蔵頭様熱田御昼休之節応対之儀ニ付) 七月二十六日

一四六

目附上

九月

義斎

縦綴

一四七

〔御車諸道具記〕

(文政二年、同八年)

縦綴

一四八

〔広場足並調之節御談振〕

(幕末期)

縦綴

- ① 御車諸道具記 文政八年六月 虫干改 中瀬村
- ② 大掃除諸人用留 文政二年七月三日改
- ③ 天王御道具帳 文政六年六月六日改 中瀬村
- ④ 天王御道具帳 文政三年六月 中瀬畑師人
- ① 広場足並調之節御談振 (幕末期)
- ② (広場休息所取建之儀ニ付廻状) 六月八日 牧野久六郎、波多野三之丞様 他一名
- ③ (行軍図) (幕末期)

一四九

御用御家用御状留之内書拔〔御統帳調下〕

(天保二年五月一八日
、文久三年七月)

横・小

一五〇

中納言宗春卿御任官之御使志摩守様京都御使御勤留之書
拔〔中納言宗春卿御任官御使志摩守様京都へ御使御勤留
之書拔〕

(享保一七年一二月)

縦・小

*七代藩主徳川宗春の中納言任官の際に朝廷への使者を務めた両家年寄竹腰正武とその家臣の動向を記録した留帳。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

〔御仕置留〕

(幕末期)

① 御仕置留(將軍職御讓之節騷立候付) (九月二六日〜一月四日)

② 元治元浪士記

③ 大火関係京都よりの手紙抜書 (嘉永七年カ)

〔渡辺半蔵守綱武辺場所の覚〕

(慶長年間〜寛永年間)

* 渡辺守綱の事蹟を書き留めたもの。

〔おまん様御貴物覚帳〕

享保二年

① 御まん様御はなむけニ御貴被遊候物覚帳

② おまん様御用御道具帳 享保二年正月

〔起口御国詰中諸事留〕

元治元年八月二四日

御用人方

〔木曾川通御殺生場ニ付懸合等の次第〕

明治二年

御側御用人方

① (木曾川筋等漁獵ニ付訴訟) 一〇月 成瀬隼人正

② 覚(文政年間木曾川通石河様御殺生場等ニ付請扣之写) 明治二年五月九日

③ 乍恐御達申上候御事(木曾川通他七ヶ村魚鳥殺生御運上之事) (明治二年)已五月

※「石河太八郎様御殺生場村々木曾川通之図写」あり。

④ 御尋ニ付奉申上候(木曾川通御運上之始末被遊御尋候ニ付申上候事) 明治二年五月 駒塚村庄屋 藤左衛門 他一名↓北方御陣屋

〔御用番松平和泉守様御退出差出候事〕

嘉永三年六月二二日

縦

* 久野丹波守家来浅羽半輔が海岸防御の御用のため、江戸箱崎町在住の鑄物師惣兵衛への唐銅筒鑄造の許可を幕府に得るために、月番老中松平乗全や町奉行遠山景元、浦賀奉行などに提出した届書や書付を書き留めたもの。

〔古来鷹御免〕

(享保二二年六月)

縦

* 表紙の付札に「御鷹匠頭役所留帳之書抜」とあり。

〔延享三丙寅 御行状〕

(元禄一三年〜延享三年) 富永直平治

縦

* 「延享年中御隠居様杉山奥内に御演繹の序次」「元禄十三辰・十四巳年頃御家中人別姓名・御与行大抵」「延享二丑年間十二月頃御家中人別姓名・御与行大抵」「古御家居之敷地坪数書上」を記載。

〔真源院様御若年之節清静院様方被仰進候御書付一帳〕

(享保年間)

*清静院は四代当主石河正章、真源院は五代当主石河忠喜のこと。

〔覚〕御用ニ付飯米木錢之儀

(江戸後期)

横綴

一

- ① 覚(御名代様并御飛脚飯米木錢代米当子御物成御差継被成下置候様奉願上候付) 子二月 上野村庄屋 辻丈助(印)↓棚橋忠右衛門様
- ② 覚(御名代岡田助五郎様上下三人御泊り飯米木錢之儀ニ付) 子正月一九日 上野村庄屋(印)↓棚橋忠右衛門様
- ③ 覚(御飛脚ニ付一泊り木錢米代ニ付) 二月二日 船渡八十郎(印)↓上野村庄屋
- ④ 覚(加嶋三郎左衛門様上下三人御泊り飯米木錢ニ付) 子二月一五日 上野村庄屋(印)↓棚橋忠右衛門様
- ⑤ (直御地分川欠反別引米ニ付書上) (天保一四年)
- ⑥ 覚(御用ニ付飛脚老人泊り飯米木錢ニ付) 四月四日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(上野村)庄屋
- ⑦ 覚(御名代岡田助五郎様上下四御泊り飯米木錢ニ付) 子四月五日 上野村庄屋(印)↓棚橋忠右衛門様
- ⑧ 覚(御用飛脚老人御泊り飯米木錢ニ付) 子四月二〇日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(上野村)庄屋
- ⑨ 覚(御用飛脚老人御泊り飯米木錢ニ付) 子六月朔日 長沼間喜聞↓右村(上野村)庄屋
- ⑩ 覚(御名代上下式人御泊り飯米木錢ニ付) 子六月五日 秋元莊助(印)↓右村(上野村)庄屋
- ⑪ 覚(御用飛脚御泊り飯米木錢ニ付) 子六月二八日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(上野村)庄屋
- ⑫ 覚(御名代内田与曾次様上下式人御泊り飯米木錢ニ付) 子七月三日 上野村庄屋(印)↓棚橋忠右衛門様
- ⑬ 覚(御用ニ付蓮華寺迄飛脚差立切手飯米木錢ニ付) 七月二日 御徒目付(印)↓上野村庄屋
- ⑭ 覚(御用飛脚一泊飯米木錢ニ付) 九月一日 御徒目付(印)↓右村(上野村)庄屋
- ⑮ 覚(御用飛脚御泊り飯米木錢ニ付) 子九月一三日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(上野村)庄屋
- ⑯ 覚(御名代山田弥左衛門様上下式人御泊り飯米木錢ニ付) 子九月一四日 上野村庄屋(印)↓棚橋忠右衛門様
- ⑰ 覚(御名代清水勇馬様上下式人御泊り飯米木錢ニ付) 子一〇月二七日 上野村庄屋(印)↓棚橋忠右衛門様
- ⑱ 覚(御当地見廻中喰飯米木錢ニ付) 子九月二日 伊藤惣十郎(印)他一名↓右村(成田村)庄屋
- ⑲ 覚(御用飛脚老人老泊り飯米木錢ニ付) 四月二日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(成田村)庄屋
- ⑳ 覚(検見廻村上下拾人一泊飯米木錢ニ付) 子十一月二日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(成田村)庄屋
- ㉑ 覚(御用飛脚老人一泊飯米木錢ニ付) 子八月一日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(成田村)庄屋
- ㉒ 覚(宗門改召仕式人昼支度一泊飯米木錢ニ付) 子九月二六日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(成田村)庄屋
- ㉓ 覚(宗門改召仕式人昼支度一泊飯米木錢ニ付) 子四月一五日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(成田村)庄屋
- ㉔ 覚(役人御泊り月日書上) (四月一二月)

番 号 表 題

石河家文書目錄(五)

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

- ②5 覚(村々江渡候金子書上) (正月二九日改)
- ②6 覚(村々金子請取書上) 卯二月 沢村組頭伊十郎↓棚橋忠右衛門様
- ②7 覚(御用飛脚忝人一泊飯米木錢ニ付) 子七月一六日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(乙原村)庄屋
- ②8 覚(横山村江御段木御用ニ舟相越候間一泊飯米木錢ニ付) 一〇月一五日 平尾甚三郎(印)↓乙原村庄屋
- ②9 覚(横山村江御段木御改濟引取之節ニ一泊之飯米木錢ニ付) 十一月四日 平尾甚三郎(印)↓乙原村庄屋
- ③0 覚(御用飛脚忝人昼支度飯米木錢ニ付) 六月一五日 棚橋忠右衛門↓右村(乙原村)庄屋
- ③1 覚(毛見廻村上下拾人昼支度飯米木錢ニ付) 子十一月三日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(沼新田)庄屋
- ③2 覚(御当地見廻一泊り飯米木錢ニ付) 子九月二三日 伊藤惣十郎(印)他一名↓右村(沼新田)庄屋
- ③3 覚(今般御殺生飯米木錢ニ付) 二月二三日 平尾甚三郎(印)他一名↓右村(沼新田)庄屋
- ③4 覚(御用飛脚忝人一泊飯米木錢ニ付) 子十一月二六日 棚橋忠右衛門↓右村(福江村)庄屋
- ③5 覚(御用召仕共式人一泊り飯米木錢ニ付) 子三月晦日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(福江村)庄屋
- ③6 覚(毛見廻村上下拾人一泊二昼飯米木錢ニ付) 子十一月五日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(福江村)庄屋
- ③7 覚(宗門改召仕式人一泊り昼飯米木錢ニ付) 子四月一六日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(福江村)庄屋
- ③8 覚(今般御殺生納代金借用ニ付) 二月二日 平尾甚三郎(印)他一名↓右村(福江村)庄屋
- ③9 覚(御用飛脚忝人一泊り飯米木錢ニ付) 子三月一九日 棚橋忠右衛門(印)↓右村(福江村)庄屋
- ④0 覚(御用飛脚忝人忝泊り飯米木錢ニ付) 子二月一九日 石崎喜代藏↓右村(福江村)庄屋
- ④1 覚(御殺生之儀飯米木錢ニ付) 二月二三日 平尾甚三郎(印)他一名↓右村(福江村)庄屋